

第1

令和5年10月26日 招集

定例教育委員会提出議案

唐津市教育委員会

目 次

1 議案

議案第58号 唐津市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例 制定に係る意見について	… 1
議案第59号 唐津市立小学校及び中学校の管理に関する規則の一部を改 正する規則制定について	… 12
議案第60号 唐津市図書サービス計画の一部改定について	… 29

2 報告事項

(1) 教育長報告

(2) 各課報告事項

① 9月市議会定例会（決算議案）の報告について（教育企画課）	【資料当日配布】
② 共催及び後援について（教育総務課）	… 82
③ 教育委員会行事予定（教育総務課）	… 83

(3) その他

3 その他

次回の定例教育委員会の日程について（案）

日 時 令和5年11月22日（水）14時00分

会 場 唐津市役所 大手口別館6階 会議室

議案第58号

唐津市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例制定に係
る意見について

令和5年12月唐津市議会定例会に上程する唐津市立小学校及び中学校設置条例
の一部を改正する条例について教育委員会の意見を求める。

令和5年10月26日 提出

唐津市教育委員会

教育長 栗原宣康

提案理由 巖木小学校、簗木小学校、入野小学校、納所小学校及び田野小学校を
廃止し、新たに巖木小学校及び肥前小学校を設置することに伴い、令和
5年12月唐津市議会定例会へ唐津市立小学校及び中学校設置条例の一
部を改正する条例を提出するに当たり、教育委員会へ意見を求めるもの
である。

条 例 案 の 概 要

1 条例案の題名

唐津市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例

2 改正理由

- (1) 巖木小学校、簗木小学校を統合し、新たに巖木小学校を設置
- (2) 入野小学校、納所小学校、田野小学校を統合し、新たに肥前小学校を設置

3 改正内容

児童数が減少している小学校の教育環境向上のため、巖木小学校、簗木小学校を廃止し新たに巖木小学校を、入野小学校、納所小学校、田野小学校を廃止し新たに肥前小学校を設置することとした。

学校名	対応	対応後の措置
巖木小学校、簗木小学校	統合	統合新設小学校として「巖木小学校」を設置。学校の位置は、現巖木中学校の場所とする。
入野小学校、納所小学校、田野小学校	統合	統合新設小学校として「肥前小学校」を設置。学校の位置は、現入野小学校の場所とする。

4 施行期日

令和6年4月1日から施行する。

5 その他（経過等）

(1) 巖木小学校

平成30年11月 統合についての全世帯アンケート実施

令和2年2月20日 巖木小学校・簗木小学校保護者説明会

令和2年	7月	統合についての保護者アンケート実施
令和2年11月	19日	巖木小学校保護者意見交換会
令和2年11月	24日	簗木小学校保護者意見交換会
令和3年	2月 3日	巖木小学校保護者意見交換会
令和3年	2月 4日	簗木小学校保護者意見交換会
令和3年	2月22日	巖木中学校PTA役員説明会
令和3年	2月25日	巖木地区区長会説明
令和3年	7月 8日	巖木小・簗木小・巖木中学校統合準備委員会発足
令和4年	7月	学校名についてのアンケート実施
令和4年	8月30日	第5回巖木小・簗木小・巖木中学校統合準備委員会において、新設小学校名案を「巖木（きゅうらぎ）小学校」に決定
令和5年	7月10日	第8回巖木小・簗木小・巖木中学校統合準備委員会において、「開校準備委員会」へ組織を移し、統合を進めていくことを決定
令和5年	8月28日	第1回巖木小学校（仮称）開校準備委員会

(2) 肥前小学校

令和2年	9月 3日	納所小学校 統合についての保護者説明会
令和2年	9月24日	入野小学校 統合についての保護者説明会
令和2年11月	5日	田野小学校 統合についての保護者説明会
令和3年	2月	統合についての保護者アンケート実施
令和3年	2月26日	入野小学校保護者へのアンケート結果説明
令和3年	3月 3日	納所小学校保護者へのアンケート結果説明
令和3年	3月 4日	田野小学校保護者へのアンケート結果説明
令和3年	4月23日	肥前地区区長会アンケート結果説明
令和3年	7月16日	肥前地区区長会において統合準備委員会設置に向けた意見確認

- 令和3年12月 1日 入野小・納所小・田野小学校統合準備委員会発足
- 令和4年 7月 学校名についてのアンケート実施
- 令和4年 8月29日 第4回入野小・納所小・田野小学校統合準備委員会において、新設小学校名案を「肥前（ひぜん）小学校」に決定
- 令和5年 7月24日 第7回入野小・納所小・田野小学校統合準備委員会において、「開校準備委員会」へ組織を移し、統合を進めていくことを決定
- 令和5年 8月30日 第1回肥前小学校（仮称）開校準備委員会

唐津市条例第 号

唐津市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例

唐津市立小学校及び中学校設置条例（平成17年条例第284号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号の表中

「

唐津市立巖木小学校	唐津市巖木町牧瀬44番地1
唐津市立簀木小学校	唐津市巖木町簀木306番地

」

を

「

唐津市立巖木小学校	唐津市巖木町牧瀬328番地1
-----------	----------------

」

に、

「

唐津市立入野小学校	唐津市肥前町入野丙619番地1
唐津市立入野小学校向島分校	唐津市肥前町向島194番地
唐津市立田野小学校	唐津市肥前町田野甲2930番地1
唐津市立納所小学校	唐津市肥前町納所丁682番地

」

を

「

唐津市立肥前小学校	唐津市肥前町入野丙619番地1
唐津市立肥前小学校向島分校	唐津市肥前町向島194番地

」

に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第58号参考資料

唐津市立小学校及び中学校設置条例の一部改正新旧対照表

改 正 案	現 行																																																		
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 小学校及び中学校の名称及び位置は、次の表に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 小学校</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>唐津市立平原小学校</td> <td>唐津市浜玉町平原乙97番地1</td> </tr> <tr> <td>唐津市立巖木小学校</td> <td>唐津市巖木町牧瀬328番地1</td> </tr> <tr> <td>唐津市立相知小学校</td> <td>唐津市相知町相知1810番地1</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>唐津市立北波多小学校</td> <td>唐津市北波多徳須恵416番地</td> </tr> <tr> <td>唐津市立肥前小学校</td> <td>唐津市肥前町入野丙619番地1</td> </tr> <tr> <td>唐津市立肥前小学校向島分校</td> <td>唐津市肥前町向島194番地</td> </tr> <tr> <td>唐津市立切木小学校</td> <td>唐津市肥前町万賀里川233番地2</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 略</p>	名称	位置	略	略	唐津市立平原小学校	唐津市浜玉町平原乙97番地1	唐津市立巖木小学校	唐津市巖木町牧瀬328番地1	唐津市立相知小学校	唐津市相知町相知1810番地1	略	略	唐津市立北波多小学校	唐津市北波多徳須恵416番地	唐津市立肥前小学校	唐津市肥前町入野丙619番地1	唐津市立肥前小学校向島分校	唐津市肥前町向島194番地	唐津市立切木小学校	唐津市肥前町万賀里川233番地2	略	略	<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 小学校及び中学校の名称及び位置は、次の表に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 小学校</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>唐津市立平原小学校</td> <td>唐津市浜玉町平原乙97番地1</td> </tr> <tr> <td>唐津市立巖木小学校</td> <td>唐津市巖木町牧瀬44番地1</td> </tr> <tr> <td>唐津市立簗木小学校</td> <td>唐津市巖木町簗木306番地</td> </tr> <tr> <td>唐津市立相知小学校</td> <td>唐津市相知町相知1810番地1</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>唐津市立北波多小学校</td> <td>唐津市北波多徳須恵416番地</td> </tr> <tr> <td>唐津市立入野小学校</td> <td>唐津市肥前町入野丙619番地1</td> </tr> <tr> <td>唐津市立入野小学校向島分校</td> <td>唐津市肥前町向島194番地</td> </tr> <tr> <td>唐津市立田野小学校</td> <td>唐津市肥前町田野甲2930番地1</td> </tr> <tr> <td>唐津市立納所小学校</td> <td>唐津市肥前町納所丁682番地</td> </tr> <tr> <td>唐津市立切木小学校</td> <td>唐津市肥前町万賀里川233番地2</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 略</p>	名称	位置	略	略	唐津市立平原小学校	唐津市浜玉町平原乙97番地1	唐津市立巖木小学校	唐津市巖木町牧瀬44番地1	唐津市立簗木小学校	唐津市巖木町簗木306番地	唐津市立相知小学校	唐津市相知町相知1810番地1	略	略	唐津市立北波多小学校	唐津市北波多徳須恵416番地	唐津市立入野小学校	唐津市肥前町入野丙619番地1	唐津市立入野小学校向島分校	唐津市肥前町向島194番地	唐津市立田野小学校	唐津市肥前町田野甲2930番地1	唐津市立納所小学校	唐津市肥前町納所丁682番地	唐津市立切木小学校	唐津市肥前町万賀里川233番地2	略	略
名称	位置																																																		
略	略																																																		
唐津市立平原小学校	唐津市浜玉町平原乙97番地1																																																		
唐津市立巖木小学校	唐津市巖木町牧瀬328番地1																																																		
唐津市立相知小学校	唐津市相知町相知1810番地1																																																		
略	略																																																		
唐津市立北波多小学校	唐津市北波多徳須恵416番地																																																		
唐津市立肥前小学校	唐津市肥前町入野丙619番地1																																																		
唐津市立肥前小学校向島分校	唐津市肥前町向島194番地																																																		
唐津市立切木小学校	唐津市肥前町万賀里川233番地2																																																		
略	略																																																		
名称	位置																																																		
略	略																																																		
唐津市立平原小学校	唐津市浜玉町平原乙97番地1																																																		
唐津市立巖木小学校	唐津市巖木町牧瀬44番地1																																																		
唐津市立簗木小学校	唐津市巖木町簗木306番地																																																		
唐津市立相知小学校	唐津市相知町相知1810番地1																																																		
略	略																																																		
唐津市立北波多小学校	唐津市北波多徳須恵416番地																																																		
唐津市立入野小学校	唐津市肥前町入野丙619番地1																																																		
唐津市立入野小学校向島分校	唐津市肥前町向島194番地																																																		
唐津市立田野小学校	唐津市肥前町田野甲2930番地1																																																		
唐津市立納所小学校	唐津市肥前町納所丁682番地																																																		
唐津市立切木小学校	唐津市肥前町万賀里川233番地2																																																		
略	略																																																		

統合準備委員会校名アンケート（厳木） 令和4年7月実施

※調査対象者：各小学校保護者（長子対象）及び厳木地区全世帯

アンケートの内容	全体 (送付数 1,589)		小学校合計 (送付数 102)		厳木小 (配布数 52)		簗木小 (配布数 50)		地域 (配布数 1,487)	
	回答数	回収(%)	回答数	回収(%)	回答数	回収(%)	回答数	回収(%)	回答数	回収(%)
	569	36%	88	86%	47	90%	41	82%	481	32%
問1 学校名について										
1 厳木小学校が良い	483	85%	72	82%	45	96%	27	66%	411	85%
2 簗木小学校が良い	20	4%	7	8%	0	0%	7	17%	13	3%
3 新しい学校名が良い	61	11%	9	10%	2	4%	7	17%	52	11%
未記入	5	1%	0	0%	0	0%	0	0%	5	1%
問2 校歌について										
1 厳木小学校の校歌が良い	287	50%	28	32%	24	51%	4	10%	259	54%
2 簗木小学校の校歌が良い	52	9%	16	18%	1	2%	15	37%	36	7%
3 新しい校歌が良い	218	38%	40	45%	18	38%	22	54%	178	37%
未記入	9	2%	1	1%	1	2%	0	0%	8	2%
その他	3	1%	3	3%	3	6%	0	0%	0	0%
問3 校章について										
1 厳木小学校の校章が良い	308	54%	31	35%	25	53%	6	15%	277	58%
2 簗木小学校の校章が良い	16	3%	5	6%	0	0%	5	12%	11	2%
3 新しい校章が良い	236	41%	50	57%	21	45%	29	71%	186	39%
未記入	6	1%	0	0%	0	0%	0	0%	6	1%
その他	3	1%	2	2%	1	2%	1	2%	1	0%
問4 新しい学校名										
1 きゅうらぎ小学校（ひらがな）	3								3	
2 厳小学校	1		1		1					
3 厳木小中学校	1								1	
4 厳木町小学校	1								1	
5 厳木簗木小学校	2								2	
6 簗簗（厳簗）小学校	2		1				1		1	
7 本厳木小学校	1								1	
8 厳木中央学校	1								1	
9 厳木小・中統合校	1								1	
10 厳木小中一貫校	1		1				1			
11 小中一貫校－厳木校	1								1	
12 風の厳木小学校	1								1	
13 風の子小学校	1		1				1			
14 厳木清流小学校	1		1				1			
15 風のふる里（ふるさと）小学校	5		1				1		4	
16 風里小学校	1								1	
17 作礼（さくれい）小学校	3								3	
18 作礼（山）小学校	2								2	
19 作礼小中統合校	1								1	
20 上松浦小学校	1								1	
21 さよひめ小学校	1								1	
22 橋小学校	1								1	
23 明和小学校	1								1	
24 清風小学校	1								1	
25 （さよ姫or緑風or風のふる里）小学校	1								1	
26 公募した方がいい	1								1	
27 未記入	24		2		1		1		22	

※端数処理のため合計が100%にならない箇所があります。

統合準備委員会校名アンケート（肥前） 令和4年7月実施

※調査対象者：保護者及び全世帯対象

アンケートの内容	全体 (送付数 1,841)		入野小校区 (送付数 667)		納所小校区 (配布数 507)		田野小校区 (配布数 667)	
	回答数	回収(%)	回答数	回収(%)	回答数	回収(%)	回答数	回収(%)
	500	28%	189	28%	230	45%	81	13%
問1 学校名について								
1 「肥前小学校」が良い	465	93%	175	93%	212	92%	78	96%
2 「肥前小学校」以外の学校名が良い	29	6%	11	6%	15	7%	3	4%
未記入	5	1%	2	1%	3	1%	0	0%
その他	1	0%	1	1%	0	0%	0	0%
問2 新しい学校名								
1 入野小学校	2		2					
2 肥前入野小学校	4		4					
3 入野台地小学校	1		1					
4 唐津西部小学校	1		1					
5 いろは小学校	1		1					
6 肥前町小学校	1		1					
7 ひぜん小学校	1				1			
8 肥前海山小学校	1				1			
9 肥前いろは小学校	2				2			
10 肥前みどり小学校	1				1			
11 令和小学校	1				1			
12 緑の丘小学校	1				1			
13 かがやき小学校	1				1			
14 肥前ひかり小学校	1				1			
15 田納入小学校	1				1			
16 高陽小学校	1				1			
17 校名未記入	8		1		4		3	

※端数処理のため合計が100%にならない箇所があります。

○唐津市立小学校及び中学校設置条例

平成17年1月1日
条例第284号

(設置)

第1条 学校教育法(昭和22年法律第26号)第38条及び第49条の規定に基づき、児童生徒の心身の発達に応じて初等並びに中等普通教育を施すため小学校及び中学校を設置する。

(平19条例48・一部改正)

(名称及び位置)

第2条 小学校及び中学校の名称及び位置は、次の表に掲げるとおりとする。

(1) 小学校

名称	位置
唐津市立大志小学校	唐津市西城内4番43号
唐津市立東唐津小学校	唐津市東唐津四丁目4番29号
唐津市立外町小学校	唐津市東町37番地
唐津市立成和小学校	唐津市和多田本村8番80号
唐津市立長松小学校	唐津市神田2148番地2
唐津市立西唐津小学校	唐津市二夕子二丁目6番120号
唐津市立高島小学校	唐津市高島188番地
唐津市立竹木場小学校	唐津市竹木場5576番地17
唐津市立佐志小学校	唐津市佐志浜町4411番地6
唐津市立鏡山小学校	唐津市鏡1231番地
唐津市立久里小学校	唐津市久里1820番地
唐津市立鬼塚小学校	唐津市養母田28番地2
唐津市立大良小学校	唐津市大良526番地1
唐津市立湊小学校	唐津市湊町1291番地2
唐津市立浜崎小学校	唐津市浜玉町浜崎451番地
唐津市立浜崎小学校虹の松原分校	唐津市浜玉町浜崎1901番地456
唐津市立玉島小学校	唐津市浜玉町五反田823番地
唐津市立平原小学校	唐津市浜玉町平原乙97番地1
唐津市立巖木小学校	唐津市巖木町牧瀬44番地1
唐津市立 簀 木小学校	唐津市巖木町 簀 木306番地
唐津市立相知小学校	唐津市相知町相知1810番地1
唐津市立伊岐佐小学校	唐津市相知町伊岐佐甲60番地
唐津市立北波多小学校	唐津市北波多徳須恵416番地
唐津市立入野小学校	唐津市肥前町入野丙619番地1
唐津市立入野小学校向島分校	唐津市肥前町向島194番地
唐津市立田野小学校	唐津市肥前町田野甲2930番地1
唐津市立納所小学校	唐津市肥前町納所丁682番地
唐津市立切木小学校	唐津市肥前町万賀里川233番地2
唐津市立名護屋小学校	唐津市鎮西町名護屋444番地
唐津市立馬渡小学校	唐津市鎮西町馬渡島41番地
唐津市立加唐小学校	唐津市鎮西町加唐島25番地
唐津市立加唐小学校松島分校	唐津市鎮西町松島3531番地6
唐津市立打上小学校	唐津市鎮西町打上2112番地2

唐津市立呼子小学校	唐津市呼子町呼子3000番地1
唐津市立小川小学校	唐津市呼子町小川島841番地
唐津市立七山小学校	唐津市七山藤川2263番地1

(2) 中学校

名称	位置
唐津市立第一中学校	唐津市町田一丁目4番1号
唐津市立佐志中学校	唐津市中瀬通1番地3
唐津市立高峰中学校	唐津市竹木場5576番地17
唐津市立第五中学校	唐津市和多田用尺1番1号
唐津市立鏡中学校	唐津市鏡1136番地
唐津市立鬼塚中学校	唐津市山本1916番地
唐津市立西唐津中学校	唐津市二夕子一丁目7番83号
唐津市立湊中学校	唐津市湊町594番地
唐津市立浜玉中学校	唐津市浜玉町大江6番地1
唐津市立浜玉中学校虹の松原分校	唐津市浜玉町浜崎1901番地456
唐津市立巖木中学校	唐津市巖木町牧瀬328番地1
唐津市立相知中学校	唐津市相知町相知2482番地
唐津市立北波多中学校	唐津市北波多徳須恵303番地
唐津市立肥前中学校	唐津市肥前町入野甲2217番地2
唐津市立海青中学校	唐津市鎮西町横竹838番地9
唐津市立馬渡中学校	唐津市鎮西町馬渡島41番地
唐津市立加唐中学校	唐津市鎮西町加唐島25番地
唐津市立小川中学校	唐津市呼子町小川島841番地
唐津市立七山中学校	唐津市七山藤川2263番地1

(平18条例1・平19条例28・平20条例22・平20条例47・平21条例20・平22条例14・平22条例39・平24条例22・平24条例28・平25条例43・平26条例34・一部改正)

附 則

この条例は、平成17年1月1日から施行する。

附 則(平成18年条例第1号)抄

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、第56条の規定は、この条例の施行の日以後最初に行われる一般選挙から適用する。

附 則(平成19年条例第28号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年条例第48号)

この条例は、学校教育法等の一部を改正する法律(平成19年法律第96号)施行の日から施行する。

(平成19年法律第96号施行の日 平成19年12月26日)

附 則(平成20年条例第22号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年条例第47号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年条例第20号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年条例第14号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成22年条例第39号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第2条の(1)の表の改正規定中「~~巖木町~~箒木」を「~~巖木町~~箒木」に改める部分は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年条例第22号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成24年条例第28号)

この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第2項の規定による字の名称変更についての告示があった日から施行する。

附 則(平成25年条例第43号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成26年条例第34号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

議案第59号

唐津市立小学校及び中学校の管理に関する規則の一部を改正する規則
制定について

唐津市立小学校及び中学校の管理に関する規則の一部を改正する規則を別紙のよ
うに制定するものとする。

令和5年10月26日 提出

唐津市教育委員会

教育長 栗原宣康

提案理由 役職定年制導入等に伴い、令和6年度から唐津市立小学校及び中学校
に新しい職として特任指導教諭を置くため改正するものである。

規 則 案 の 概 要

1 規則案の題名

唐津市立小学校及び中学校の管理に関する規則の一部を改正する規則

2 改正理由

本市では、役職定年制導入等に伴い、令和6年度から唐津市立小学校及び中学校に新しい職として特任指導教諭を置くため、唐津市立小学校及び中学校の管理に関する規則の一部を改正する規則を制定するもの。

3 規則案の内容

第8条の4の見出しの「指導教諭」を「指導教諭等」に改め、同条中「指導教諭」を「指導教諭及び特任指導教諭」に、字句を修正するもの。

4 施行期日

令和5年12月1日から施行する。

唐津市教育委員会規則第 号

唐津市立小学校及び中学校の管理に関する規則の一部を改正する規則

唐津市立小学校及び中学校の管理に関する規則（平成17年教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第8条の4の見出しを「（指導教諭等）」に改め、同条中「指導教諭」の次に「及び特任指導教諭」を加える。

附 則

この規則は、令和5年12月1日から施行する。

議案第59号参考資料

唐津市立小学校及び中学校の管理に関する規則の一部改正新旧対照表

改 正 案	現 行
<p><u>(指導教諭等)</u></p> <p>第8条の4 小中学校に指導教諭及び特任指導教諭を置くことができる。</p> <p>2 指導教諭及び特任指導教諭は、児童生徒の教育をつかさどり、並びに教諭その他の職員に対して教育指導の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。</p>	<p><u>(指導教諭)</u></p> <p>第8条の4 小中学校に指導教諭_____を置くことができる。</p> <p>2 指導教諭_____は、児童生徒の教育をつかさどり、並びに教諭その他の職員に対して教育指導の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。</p>



教委教第 24 号
令和 5 年 4 月 1 日

県立学校長 様

教 育 長

佐賀県立学校の管理に関する規則の一部改正について（通知）

このことについて別紙のとおり改正しましたので、適切な事務処理をお願いします。
改正の概要は下記のとおりです。

記

規則改正の概要

- 1 規則案の題名
佐賀県立学校の管理に関する規則の一部を改正する規則
- 2 改正理由
役職定年制導入等に伴い、令和 5 年度から佐賀県立学校に新しい職として特任指導教諭及び特任寄宿舍指導員を置くため。
- 3 改正の内容
(1) 特任指導教諭を置くことに伴い、所要の改正を行うこととした。(第 48 条関係)
(2) 特任寄宿舍指導員を置くことに伴い、所要の改正を行うこととした。(第 61 条の 2 関係)
- 4 施行期日
令和 5 年 4 月 1 日

(担当課：教職員課 働き方改革推進担当 辻)

佐賀県立学校の管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

佐賀県教育委員会教育長 落 合 裕 二

佐賀県教育委員会規則第5号

佐賀県立学校の管理に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県立学校の管理に関する規則（平成23年佐賀県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(指導教諭)</p> <p>第48条 学校に指導教諭を置くことができる。</p> <p>2 指導教諭は、児童等の教育をつかさどり、並びに教諭その他の職員に対して、教育指導の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。</p> <p>(副主任寄宿舎指導員)</p> <p>第61条 略</p>	<p>(指導教諭等)</p> <p>第48条 学校に指導教諭及び特任指導教諭を置くことができる。</p> <p>2 指導教諭及び特任指導教諭は、児童等の教育をつかさどり、並びに教諭その他の職員に対して、教育指導の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。</p> <p>(副主任寄宿舎指導員)</p> <p>第61条 略</p> <p><u>(特任寄宿舎指導員)</u></p> <p>第61条の2 <u>寄宿舎を設ける学校に、特任寄宿舎指導員を置くことができる。</u></p> <p>2 <u>特任寄宿舎指導員は、校長の監督を受け、主任寄宿舎指導員及び副主任寄宿舎指導員を助け、寄宿舎における児童等の日常生活上の世話及び生活指導に関する事項について連絡調整、指導及び助言に当たる。</u></p> <p>3 <u>特任寄宿舎指導員は、主任寄宿舎指導員及び副主任寄宿舎指導員のうちから、教育委員会が命ずる。</u></p>

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

目次

- 第1章 総則(第1条・第2条)
- 第2章 施設及び設備(第3条—第7条)
- 第3章 職員及び学校組織(第8条—第22条の3)
- 第4章 教育活動(第23条—第29条)
- 第5章 学期、休業日等(第30条—第33条)
- 第6章 教材の取扱い(第34条—第38条)
- 第7章 雑則(第39条—第41条)
- 第8章 補則(第42条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、唐津市立小学校及び中学校(以下「学校」という。)における管理運営の基本的事項を定めるものとする。

(管理規程)

第2条 この規則をもって、学校の管理規程とみなす。

(平21教委規則20・全改)

第2章 施設及び設備

(管理の責任者)

第3条 校長は、条例、規則その他の規程に従い、学校の施設及び設備(備品を含む。以下同じ。)の管理を総括し、その整備に努めなければならない。

2 職員は、校長の定めるところにより、学校の施設及び設備の管理を分任する。

(施設等の表簿)

第4条 校長は、備品台帳その他管理に関する表簿を調製し、常にその現状を明らかにしておかなければならない。

(設備の亡失等)

第5条 校長は、学校の施設及び設備の全部若しくは一部が損傷し、又は亡失した場合並びに廃棄手続を必要とする場合には、速やかに教育委員会に報告し、指示を受けなければならない。

(施設の貸与)

第6条 校長は、別に定めるところにより、学校の施設及び設備を社会教育その他の公共のために、使用させることができる。

(警備、防災等の計画)

第7条 校長は、学年の初めに学校の警備及び防火その他の防災の計画を作成し、教育委員会に報告しなければならない。

第3章 職員及び学校組織

(副校長)

第8条 学校に副校長を置くことができる。

2 副校長は、校長が命ずる事務を掌理する。

3 副校長は、校長不在のときは、職務を代行することができる。

(平25教委規則1・追加)

(教頭)

第8条の2 学校に教頭を置く。ただし、副校長を置くときは、教頭を置かないことができる。

2 教頭は、校長(副校長を置く学校にあっては、校長及び副校長)が不在のときは、その職務を代行することができる。この場合において、教頭が2人以上あるときは、あらかじめ校長が定めた順序でその職務を代行する。

(平25教委規則1・旧第8条繰下・一部改正)

(主幹教諭)

第8条の3 小中学校に主幹教諭を置くことができる。

2 主幹教諭は、校長(副校長を置く学校にあっては、校長及び副校長)及び教頭を助け、任された校務を整理し、児童生徒の教育をつかさどる。

(平20教委規則6・追加、平25教委規則1・旧第8条の2繰下・一部改正)

(指導教諭)

第8条の4 小中学校に指導教諭を置くことができる。

2 指導教諭は、児童生徒の教育をつかさどり、並びに教諭その他の職員に対して教育指導の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。

(平25教委規則1・追加)

(事務長等)

第8条の5 学校に統括事務長、事務長、事務主幹、事務主任、主任主査、主査又は主事を置くことができる。

2 統括事務長は、校長の監督を受け、学校事務事業及び事務職員その他の職員を管理監督し、及び業務の統括・調整を行うものとする。また、事務をつかさどる。

3 事務長は、校長の監督を受け、事務職員その他の職員が行う事務を総括する。ただし、事務長の事務について本務の学校以外のものは兼務する学校の校長が行うことができる。

4 事務主幹及び事務主任は、校長又は事務長の監督を受け、事務に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

5 主任主査、主査又は主事は、校長又は事務長の監督を受け、事務をつかさどる。

(平23教委規則14・追加、平25教委規則1・旧第8条の3繰下、平25教委規則4・平27教委規則8・令3教委規則3・一部改正)

(教務主任等)

第9条 学校に教務主任、学年主任、司書教諭及び保健主事を置く。ただし、特別の事情があるときは、学年主任及び司書教諭を置かないことができる。

2 教務主任は、校長の監督を受け、教育計画の立案その他の教務に関する事項について連絡調整並びに指導及び助言に当たる。

3 学年主任は、校長の監督を受け、当該学年の教育活動に関する事項について連絡調整並びに指導及び助言に当たる。

4 司書教諭は、校長の監督を受け、学校図書館に関する事項の管理に当たる。

5 保健主事は、校長の監督を受け、学校における保健に関する事項の管理に当たる。

6 教務主任、学年主任及び司書教諭は、当該学校の教諭のうちから、校長の意見を聴いて、教育委員会が命じる。

7 保健主事は、当該学校の教諭又は養護教諭のうちから、校長が命じ、教育委員会に報告する。

(平21教委規則20・平22教委規則5・平23教委規則3・平23教委規則14・平27教委規則8・一部改正)

(生徒指導主事等)

第10条 中学校に生徒指導主事及び進路指導主事を置く。ただし、特別の事情があるときは、生徒指導主事を置かないことができる。

2 生徒指導主事は、校長の監督を受け、生徒指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整並びに指導及び助言に当たる。

3 進路指導主事は、校長の監督を受け、生徒の職業選択の指導その他の進路の指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整並びに指導及び助言に当たる。

4 生徒指導主事及び進路指導主事は、当該学校の教諭のうちから校長の意見を聴いて教育委員会が命じる。

(主任等の任期)

第11条 前2条に規定する主任等の任期は、4月1日(学年の途中において主任を命ぜられた者にあつては、当該命ぜられた日)から当該学年の末日までとし、再任を妨げない。

(栄養教諭等)

第12条 学校に、栄養教諭又は主任学校栄養職員を置くことができる。

2 栄養教諭は、児童の栄養の指導及び管理をつかさどる。

3 主任学校栄養職員は、上司の命を受け、技術を処理する。

(平21教委規則28・全改)

(校務の分掌)

第13条 校長は、法令及びこの規則に定めるものを除くほか、必要な校務分掌組織を定め、職員に分掌を命ずるものとする。

(教科学級担任等)

第14条 校長は、教科及び学級を担当する職員並びに道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動を指導する職員を命ずるものとする。

(平20教委規則10・一部改正)

(職員の勤務時間等)

第15条 週休日及び勤務時間の割振り、休憩時間、休息時間並びに休日の代休日については、佐賀県市町村立学校県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和31年佐賀県条例第51号)の定めるところにより校長が定める。

(教育職員の業務量の適切な管理)

第16条 教育委員会は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和46年法律第77号)第2条に規定する教育職員(以下「教育職員」という。)の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するよう、その所管に属する学校の教育職員が業務を行う時間(同法第7条の指針に規定する在校等時間を言う。以下同じ。)から所定の勤務時間(同法第6条第3項各号に掲げる日(代休日が指定された日を除く)以外の日における正規の勤務時間を言う。以下同じ。)を除いた時間を次の各号に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

(1) 1か月について45時間

(2) 1年について360時間

2 教育委員会は、教育職員が児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合には、前項の規定にかかわらず、教育職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間を次の各号に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

(1) 1か月について100時間未満

(2) 1年のうち720時間

(3) 1年のうち1か月において所定の勤務時間以外の時間において45時間を超えて業務を行う月数について6か月

3 前2項に定めるもののほか、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項については、教育委員会が別に定める。

(令2教委規則5・追加)

(日宿直)

第17条 校長は、正規の勤務時間以外の時間において必要と認めるときは、職員以外の者に委託して、日宿直員を置くことができる。ただし、特別の事情があると認めるときは、職員をして日宿直員とすることができる。

2 日宿直員は、学校の施設、設備及び書類等の保全、外部との連絡、文書の收受並びに校内の監視を行う。

3 前2項に定めるもののほか、日宿直に関し必要な事項は、校長が定める。

(令2教委規則5・旧第16条繰下)

(休暇等)

第18条 職員の休暇及び地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第9条第1項の規定に基づく部分休業(以下「部分休業」という。)は、校長が承認する。ただし、校長の3日を超える休暇及び部分休業については、あらかじめ教育委員会の承認を受けなければならない。

2 校長は、次に掲げる休暇を承認した場合は、教育委員会に報告しなければならない。

(1) 産前休暇及び産後休暇

(2) 教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第14条の規定の適用又は準用を受ける職員以外の職員の結核性疾患休暇

(3) 介護休暇

(4) 前3号に掲げるもののほか、30日以上にわたる休暇

3 前2項に定めるもののほか、職員の休暇の取扱いに関し必要な事項は、教育長が別に定める。

(平23教委規則14・一部改正、令2教委規則5・旧第17条繰下)

(出張)

第19条 職員の出張は、校長が命ずる。ただし、校長の宿泊を伴う出張で引き続き3日以上にわたるものについては、あらかじめ教育委員会の承認を受けなければならない。

(令2教委規則5・旧第18条繰下)

(職員に関する調査報告)

第20条 校長は、毎学年5月1日現在における職員調査表を教育委員会に提出しなければならない。

2 校長は、前項に規定するもののほか、職員の氏名変更、死亡その他異例の事項については、その都度速やかに教育委員会に報告しなければならない。

(令2教委規則5・旧第19条繰下)

(職員会議)

第21条 校長は、校務運営上必要と認めるときは、校長がつかさどる校務の円滑な執行を補助させるため、職員会議を置くことができる。

2 職員会議は、次に掲げるもののうち、校長が必要と認めるものを取り扱う。

(1) 校長が学校の管理運営に関する方針等を所属職員に周知すること。

(2) 校長が校務運営に関する決定等を行う場合に、所属職員の意見を聴くこと。

(3) 校長が所属職員相互の連絡を図ること。

3 職員会議は、校長が招集し、及び主宰する。

4 前3項に定めるもののほか、職員会議の運営に関し必要な事項は、校長が定める。

(令2教委規則5・旧第20条繰下)

(学校評議員)

第22条 学校に、学校評議員を置くことができる。

2 学校評議員は、校長の求めに応じ、学校運営に関し意見を述べることができる。

3 学校評議員は、当該学校の職員以外の者で教育に関する理解及び識見を有するもののうちから、校長の推薦により、教育長が委嘱する。

(平21教委規則20・一部改正、令2教委規則5・旧第21条繰下)

(学校事務共同実施組織)

第22条の2 学校における事務及び業務の効率化並びに学校の円滑な運営を行うため、学校事務共同実施組織を置く。

2 学校事務共同実施組織の名称は、学校運営支援室とし、関係する学校の事務職員で構成するものとする。

3 学校運営支援室には、業務の総括者として学校運営支援室長を置く。

4 学校運営支援室の指導及び監督を行うため共同事務監を置くことができる。

5 学校事務共同実施を円滑に進めるための必要な事項は、教育委員会が別に定める。

(平20教委規則6・追加、令2教委規則5・旧第21条の2繰下、令4教委規則4・一部改正)

(統括事務長又は事務長である学校運営支援室長専決)

第22条の3 校長の権限に属する事務の一部を統括事務長又は事務長である学校運営支援室長に専決することができる範囲は、唐津市教育委員会教育部長等事務専決及び代決規程(平成17年教育委員会規程第1号)において定める。

(平23教委規則3・追加、令2教委規則5・旧第21条の3繰下、令3教委規則3・令4教委規則4・一部改正)

第4章 教育活動

(教育計画)

第23条 校長は、学年の初めに少なくとも次に掲げる事項について教育計画を作成し、速やかに教育委員会に報告しなければならない。

(1) その年度の教育目標

(2) 学年別教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動の時間配当

(3) 学習指導及び児童生徒指導の大綱並びに保健衛生指導の要綱

(4) 教科及び学級を担当する職員並びに道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動を指導する職員

(5) 学校行事

(平20教委規則10・一部改正、令2教委規則5・旧第22条繰下)

(学校評価)

第24条 校長は、学校の教育水準の向上を図り、当該学校の教育目標を実現するため、教育活動その他の学校運営について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表しなければならない。

2 前項の点検及び評価を行うに当たっては、同項の趣旨に即し適切な項目を設定して行うものとする。

3 校長は、第1項の規定による評価の結果を踏まえた当該学校の児童又は生徒の保護者その他の学校関係者による評価を行い、その結果を公表するものとする。

4 校長は、第1項及び前項の規定による評価の結果を、教育委員会に報告するものとする。
(平18教委規則27・追加、平22教委規則10・一部改正、令2教委規則5・旧第23条繰下)
(情報の積極的な提供)

第25条 校長は、学校の教育活動その他の学校運営の状況について、保護者等に対して積極的に情報を提供するものとする。
(平18教委規則27・追加、令2教委規則5・旧第24条繰下)
(出席停止)

第26条 校長は、感染症にかかり、又はそのおそれのある児童生徒があるときは、その保護者に対してその児童生徒の出席停止を命ずることができる。

2 校長は、次に掲げる行為の1又は2以上を繰り返し行う等性行不良であつて、他の児童生徒の教育に妨げがあると認める児童生徒の保護者に対して、児童生徒の出席停止を命ずる必要があると認めるときは、速やかに教育委員会に報告しなければならない。

- (1) 他の児童生徒に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為
- (2) 職員に傷害又は心身の苦痛を与える行為
- (3) 施設又は設備を損壊する行為
- (4) 授業その他教育活動の実施を妨げる行為

3 教育委員会は、前項の報告を受け、出席停止を命ずる場合には、あらかじめ保護者の意見を聴取するとともに、出席停止通知書(第1号様式)により保護者に通知しなければならない。

4 校長は、出席停止の命令に係る児童生徒について出席停止を解除することが適当と認めるときは、出席停止解除に係る意見具申書(第2号様式)により教育委員会に報告しなければならない。

5 前3項に規定するもののほか、出席停止の命令に関し必要な事項は、教育長が別に定める。
(平18教委規則27・旧第23条繰下、平21教委規則3・一部改正、令2教委規則5・旧第25条繰下)
(事故)

第27条 校長は、児童生徒に事故による死亡その他重大な事件が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告しなければならない。
(平18教委規則27・旧第24条繰下、令2教委規則5・旧第26条繰下)
(校外行事)

第28条 修学旅行、対外競技、水泳、キャンプその他の校外行事を行う場合は、校長は、別に定める基準により実施しなければならない。

2 校長は、前項の行事の実施に当たって宿泊を必要とする場合にはあらかじめ教育委員会の承認を受け、その他の場合には教育委員会に届けなければならない。
(平18教委規則27・旧第25条繰下、令2教委規則5・旧第27条繰下)
(学校以外の施設の利用)

第29条 校長は、学校以外の施設を利用しようとする場合、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ教育委員会の承認を受けなければならない。

- (1) 利用期間が3日以上にわたるとき。
 - (2) 危険を伴うおそれがあるとき。
- (平18教委規則27・旧第26条繰下、令2教委規則5・旧第28条繰下)

第5章 学期、休業日等

(学期)

第30条 学年を分けて次の3学期とする。

第1学期 4月1日から8月31日まで

第2学期 9月1日から12月31日まで

第3学期 1月1日から3月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、校長は、必要と認める場合は、あらかじめ教育委員会の承認を受けて、学期を変更することができる。
(平18教委規則27・旧第27条繰下、令2教委規則5・旧第29条繰下)

(休業日)

第31条 休業日は、法令に定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 春季休業日 4月1日から同月6日までの日。ただし、第1学年に限り、4月1日から入学式を行う前日までとする。
- (2) 夏季休業日 7月21日から8月31日までの日
- (3) 冬季休業日 12月25日から翌年1月7日までの日

(4) 学年末休業日 3月25日から同月31日までの日。ただし、小学校第6学年及び中学校第3学年は、卒業式の翌日から3月31日までの日とする。

2 校長は、あらかじめ教育委員会の承認を受けて休業日の期日を変更し、又は本条に定める休業日以外の休業日(第32条による臨時休業日を除く。)を設けることができる。

(平18教委規則27・旧第28条繰下、令2教委規則4・一部改正、令2教委規則5・旧第30条繰下、令4教委規則4・令4教委規則13・一部改正)

第31条の2 校長は、教育上必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を受け、休業日を授業日にする事ができる。

(令2教委規則4・追加、令2教委規則5・旧第30条の2繰下)

(臨時休業)

第32条 非常変災その他急迫の事情があつて臨時に休業した場合は、校長は、速やかに教育委員会に報告しなければならない。

2 校長は、前項に定めるもののほか、教育委員会の承認を受けて臨時に休業することができる。

3 教育委員会が特に必要と認め臨時の休業を指示した場合は、校長は、実施の状況を教育委員会に報告しなければならない。

(平18教委規則27・旧第29条繰下、令2教委規則5・旧第31条繰下)

(振替授業)

第33条 校長は、教育上必要がある場合は、授業日と休業日を振り替えることができる。

2 校長は、前項に規定する振替が運動会、文化祭等の恒例の学校行事に基づく場合には教育委員会に届け出て、その他の場合にはあらかじめ教育委員会の承認を受けなければならない。

(平18教委規則27・旧第30条繰下、令2教委規則5・旧第32条繰下)

第6章 教材の取扱い

(教材の意義)

第34条 この章において「教材」とは、学校が教育活動のために使用する図書その他の材料をいう。

(平18教委規則27・旧第31条繰下、令2教委規則5・旧第33条繰下)

(共同利用)

第35条 学校は、フィルム、スライド、テープ等の視聴覚教材その他これに類するもので高価な教材については、共同利用に努めなければならない。

(平18教委規則27・旧第32条繰下、令2教委規則5・旧第34条繰下)

(経済的負担の考慮)

第36条 学校は、教材の選定に当たっては、保護者の経済的負担の軽減について特に考慮しなければならない。

(平18教委規則27・旧第33条繰下、令2教委規則5・旧第35条繰下)

(学校集金会計事務の取扱い)

第36条の2 保護者が負担すべき経費は、必要に応じて学校で集金することができる。

2 校長は、集金した経費については、公金に準じた処理を行い、保護者に会計報告を行わなければならない。

(平24教委規則6・追加、令2教委規則5・旧第35条の2繰下)

第37条 教科書が発行されていない教科又は科目の主たる教材として使用する教科用図書については、校長は、あらかじめ教育委員会の承認を受けなければならない。

(平18教委規則27・旧第34条繰下、令2教委規則5・旧第36条繰下)

(届出を要する教材)

第38条 次に掲げる教材を使用しようとする場合は、校長は、あらかじめ教育委員会に届け出なければならない。

(1) 副読本の類

(2) 休業中に使用させる夏休み帳、冬休み帳の類

(3) 学習の過程において使用させる練習帳の類

(平18教委規則27・旧第35条繰下、令2教委規則5・旧第37条繰下)

第7章 雑則

(学校要覧)

第39条 学校は、学年の初めに学校要覧を作成するものとする。

2 前項の学校要覧には、別に定める事項を記載しなければならない。

(平18教委規則27・旧第36条繰下、令2教委規則5・旧第38条繰下)

(表簿)

第40条 学校には、法令、条例、規則その他の規程に定めるもののほか、次に掲げる表簿を備えなければならない。

- (1) 学校沿革誌
- (2) 卒業証書台帳
- (3) 諸証明書台帳
- (4) 給与台帳
- (5) 旅行命令簿
- (6) 日宿直日誌(日宿直員を置く学校のみ)
- (7) 保健日誌
- (8) 前各号に掲げるもののほか、必要な表簿

2 前項の表簿中、学校沿革誌及び卒業証書台帳は永久に、その他の表簿は5年間保存しなければならない。

(平18教委規則27・旧第37条繰下、令2教委規則5・旧第39条繰下、令3教委規則3・一部改正)

(承認申請等の一覧表)

第41条 この規則で承認申請、報告、提出及び届出を要するものは、別表のとおりとする。

(平18教委規則27・旧第38条繰下、令2教委規則5・旧第40条繰下)

第8章 補則

第42条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

(平18教委規則27・旧第39条繰下、令2教委規則5・旧第41条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の唐津市立小学校及び中学校の管理に関する規則(昭和32年唐津市教育委員会規則第10号)、浜玉町立小、中学校の管理に関する規則(昭和32年浜玉町教育委員会規則第3号)、巖木町立小中学校の管理に関する規則(昭和32年巖木町教育委員会規則第8号)、相知町立小・中学校の管理に関する規則(昭和32年相知町教育委員会規則第1号)、北波多村立小中学校の管理に関する規則(昭和32年北波多村教育委員会規則第1号)、肥前町立小・中学校の管理に関する規則(昭和32年肥前町教育委員会規則第1号)、鎮西町立小・中学校の管理に関する規則(昭和59年鎮西町教育委員会規則第1号)又は呼子町立小中学校の管理に関する規則(昭和31年呼子町教育委員会規則第1号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成18年教委規則第27号)

この規則は、平成18年8月1日から施行する。

附 則(平成20年教委規則第6号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年教委規則第10号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第14条及び第22条の規定は、平成20年4月1日から適用する。

附 則(平成21年教委規則第3号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成21年教委規則第20号)

この規則は、公布の日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則(平成21年教委規則第28号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成22年教委規則第5号)

この規則は、公布の日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則(平成22年教委規則第10号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年教委規則第3号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成23年教委規則第14号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年教委規則第6号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年教委規則第1号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成25年教委規則第4号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成27年教委規則第8号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(令和2年教委規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年教委規則第5号)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(唐津市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部改正)

2 唐津市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則(平成24年教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(令和3年教委規則第3号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和4年教委規則第4号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和4年教委規則第13号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

別表(第41条関係)

(令2教委規則5・令4教委規則4・一部改正)

条	項	号	種別	形式
5			設備の亡失等	報告
7			警備、防災等の計画	報告
18	1		校長の3日を超える休暇及び部分休業	承認
	2	1	産前休暇及び産後休暇	報告
		2	結核性疾患休暇	報告
		3	介護休暇	報告
		4	その他30日以上にわたる休暇	報告
19			校長の3日以上にわたる出張	承認
20	1		職員に関する調査表	報告
	2		職員の氏名変更、死亡等	報告
23			教育計画	報告
26	2		出席停止	報告
27			事故	報告
28	2		校外行事(宿泊を要する場合)	承認
	2		校外行事(宿泊を必要としない場合)	届出
29			学校以外の施設の利用	承認
31	2		休業日の期日の変更、休業日の設定(第32条に定めるものを除く。)	承認
32	1		臨時休業(非常変災等の場合)	報告
	2		臨時休業(非常変災以外の場合)	承認
	3		臨時休業(教育委員会の指示の場合)	報告
33	2		振替授業(恒例の学校行事に基づく場合)	届出
			振替授業(恒例の学校行事以外に基づく場合)	承認
37			教材の使用(教科書が発行されていない教科等の場合)	承認

第1号様式(第26条関係)

(平20教委規則6・令2教委規則5・一部改正)

第1号様式(第26条関係)

出席停止通知書	
年 月 日	
様	
唐津市教育委員会 印	
<p>学校教育法第35条第1項(同法第49条の規定により準用する場合を含む。)の規定により、次のとおり児童(生徒)の出席停止を命じます。</p>	
学校名	唐津市立 学校
学年・組	第 学年 組
児童生徒氏名	
出席停止の期間	年 月 日から 年 月 日まで(日間)
出席停止の理由	

第2号様式(第26条関係)

(令2教委規則5・一部改正)

第2号様式(第26条関係)

出席停止解除に係る意見具申書

年 月 日

唐津市教育委員会 様

唐津市立
校長名

学校
印

唐津市立小学校及び中学校の管理に関する規則第25条第4項の規定に基づき、次のとおり出席停止解除についての意見を具申します。

1 児童生徒の氏名、生年月日及び住所	氏名 生年月日 住所
2 児童生徒の在籍する学年及び学級	第 学年 学級(組)
3 児童生徒の保護者の氏名及び住所	保護者氏名 保護者住所
4 出席停止を命じられた期間	年 月 日～ 年 月 日(日間)
5 出席停止を解除することが適当と認める理由	
6 出席停止を解除することが適当と認める年月日	年 月 日

議案第60号

唐津市図書サービス計画の一部改定について
唐津市図書サービス計画の一部を次のように改定するものとする。

令和5年10月26日 提出

唐津市教育委員会

教育長 栗原宣康

唐津市図書サービス計画

別紙のとおり

提案理由 数値目標を令和5年度目標から令和11年度目標に変更し、また、今回の一部改定にあわせて、過去の利用冊数等の情報を最新の情報に変更するため、改定するものである。

唐津市図書サービス計画 (案)



平成30年9月

唐津市近代図書館

令和2年3月 一部改定

令和3年3月 一部改定

令和5年 月 一部改定
— 30 —

はじめに

近代図書館は、平成17年新唐津市発足時に策定した「新唐津市図書館の基本構想」に基づき図書サービスの提供を行ってきました。

さらに、平成20年度に「唐津市子ども読書活動推進計画（第1次）」、平成25年度に「唐津市子ども読書活動推進計画（第2次）」を策定し、それぞれの計画に基づき乳幼児から高齢者までのすべての市民を対象とした図書サービスの提供を行ってきました。

前基本構想から10年以上が経過し、社会情勢やライフスタイルも変化してきました。市民のニーズに対応した効率的でより利便性の高い図書サービスを目指すことが必要です。

そこでこの計画は、第2次唐津市総合計画に基づく唐津市教育の基本方針及び前基本構想をもとに、市民のより良い読書活動と地域の生涯学習拠点としての機能を果たすよう、充実と利用拡大に向け、今後の唐津市の図書サービスの基本的な方向を示すことを目的として策定するものです。

目 次

第1章 唐津市図書サービス計画の策定	
1 計画の位置づけ	1
2 計画の期間	1
第2章 図書館の現状と課題	
1 近代図書館	3
2 相知図書館	4
3 市民センター管内公民館図書室	5
4 旧唐津市内公民館図書室	6
第3章 図書館等の機能	
1 近代図書館の機能	7
2 公民館図書室の機能	9
第4章 これからの図書サービス	
1 唐津市図書サービス計画の体系	11
2 重点項目と具体的施策	12
・重点項目No.1 生涯学習の拠点としての図書サービス	12
・重点項目No.2 課題解決を支援する図書サービス	13
・重点項目No.3 地域の情報拠点となる図書サービス	14
・重点項目No.4 市民の読書をサポートする図書サービス	16
・重点項目No.5 図書サービスのビジョン	18
○資料編	20

「※」の印のある用語は、「資料編 用語解説」（P20）を参照してください。

第1章 唐津市図書サービス計画の策定

1 計画の位置づけ

第2次唐津市総合計画（平成27年）の基本計画及び唐津市教育の基本方針を上位計画とし、前基本指針であった新唐津市図書館の基本構想に基づき、図書サービスに特化した計画を策定し、今後の図書サービスの施策を計画的に実現するために示したものです。

2 計画の期間

この計画は、平成30年度（2018年度）から概ね5年間とします。

なお、社会情勢や唐津市教育の基本方針などを勘案しながら、必要に応じて、見直しを行います。

第2章 図書館の現状と課題

唐津市は、平成17年1月1日、1市6町1村の新設合併、平成18年1月1日に1村の編入合併により、佐賀県内では一番広い面積を持つ市となりました。

現在、本市には近代図書館と相知図書館があり、図書サービスを市内全域に拡げるため、近代図書館ネットワークシステム（※1）を構築し、図書館と市民センター公民館図書室との相互協力及び連携しています。

市民の知識や情報の入手を等しく保障し、生涯にわたり学習し、自ら判断するための情報を提供・支援する拠点となる図書サービスを行うためには、図書サービス機能の充実と利用拡大を図る必要があります。

また、令和2年3月に策定した「唐津市子ども読書活動推進計画（第3次）」に基づき、乳幼児をはじめとするすべての市民を対象とした図書サービスを提供できるよう、学校、家庭、地域が互いに連携し、読書活動に関する普及、啓発に努めることが必要です。

各図書館の施設規模

館名	近代図書館	相知図書館
開館時間	火～金 10時～19時 土・日 10時～18時 こどもの日 10時～18時	火～日 10時～18時 こどもの日 10時～18時
休館日	毎週月曜日、祝日 年末年始(12月29日～1月3日) 館内整理日(第1水曜日) 特別整理期間 (毎年7日間以内で、教育長が定める期間)	毎週月曜日、祝日 年末年始(12月29日～1月3日) 館内整理日(第1水曜日) 特別整理期間 (10月6日～10日)
開館年月	平成4年	昭和56年
単独・複合	単独	単独
構造	鉄筋コンクリート造 4階建	鉄筋コンクリート造 2階建
敷地面積	4,461 m ²	611.68 m ²
延床面積	4350.73 m ² (315 m ² の美術ホールを含む)	535.5 m ²
収容可能冊数	400,000 冊	40,000 冊
閲覧席	125 席	50 席
駐車場／ 駐輪場	32 台 有	5 台 有

1 近代図書館

明治43年東松浦郡教育図書館として創設後、100年を超える歴史を持つ図書館として、地域の文化等に関する資料の収集・保存・提供、また市民の生涯学習活動に役立つ図書サービス活動を行っています。

施設内容

1階	美術ホール
2階	図書館（一般コーナー）
3階	事務室、ビデオルーム、閉架書庫、会議室
4階	図書館（子どもコーナー「ブックル」）、学習室、会議室

4階には、子どもコーナー「ブックル」、学習室、会議室があり、会議室は各種講座・催しなど市民の交流の場としても活用しています。

また、美術ホールを持つ特色ある図書館として、様々なイベントも行っていきます。合併に伴い、市内全域に効率的で利便性の高い図書サービスを行うことを目的とした近代図書館ネットワークシステム（※1）を構築しました。

このシステムを用いて近代図書館、相知図書館、各市民センター管内公民館図書室の蔵書の一元化（蔵書データの総合管理）を行い、図書の有効活用をしています。

近代図書館での図書サービスとは別に、図書配送センター（P7）を設置し、学校・公民館・各団体への図書配本・貸出を行っています。

広域施設（P20）として市域に一つの機能を有する図書館として、市内全域の誰もが利用しやすい図書サービスを提供することが必要です。

近代図書館利用状況（図書配送センターを除く）

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
新規登録者数	832人	917人	982人
利用人数	60,871人	61,715人	63,283人
利用冊数	268,299冊	271,824冊	277,988冊
※1人平均の利用冊数	4.4冊	4.4冊	4.4冊
学習室(4F)	1,005人	3,794人	4,843人
会議室等	3,400人	3,618人	4,824人
子どもイベント	0人	73人	69人
リサイクルブックフェア	0人	506人	457人
職場体験等	793人	235人	498人
おはなし会	0人	0人	290人
総 計	66,069人	69,941人	74,264人

※利用人数は延べ人数とし、住所に関係なく集計をしたもの

小数点第二位で四捨五入

※図書配送センター分は、P7を参照

2 相知図書館

現在の図書館が昭和56年に開館して40年以上が経過しており、施設の老朽化（雨漏り、壁紙の剥離など）が進んでいます。さらに、施設を維持することに加え、さまざまな要因（階段の昇降が不自由な高齢者、障がい者など）で図書館を利用しにくい人に対応する施設にするために、大規模な改修が必要です。

唐津市公共施設再配置計画（平成30年9月策定）では、「図書館は市域に1つの配置とする。」としており、他の公共施設への機能移転する予定です。

移転先については、関係機関と協議を進めたうえで決定し、機能移転後は近代図書館の分室として南部エリアの拠点として位置づけ、図書サービスの向上に努めます。

サービスの向上としては、図書館の利用者には、乳幼児からのおはなし会や児童生徒の学習の利用も多数あり、幼い頃から身近に読書活動が習慣づけられていることがうかがえます。

そこで乳幼児とその保護者を対象とした読書の大切さを伝える企画事業や講座を継続していき、地域の身近な図書館としてのサービス機能を充実していくことが必要です。

さらに相知図書館が所蔵している市の重要文化財である峯家文書等を整備、保管していることから、長期保存が可能な施設を確保することも重要です。



相知図書館利用状況

年 度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
新規登録者数	78 人	94 人	49 人
利用人数	7,751 人	7,349 人	7,749 人
利用冊数	34,942 冊	31,836 冊	33,235 冊
※ 1 人平均の利用冊数	4.5 冊	4.3 冊	4.3 冊
学習室（グループ活動）（2 階）	152 人	128 人	273 人
史料室（企画展）（2 階）	0 人	0 人	0 人
子どもイベント	0 人	23 人	44 人
リサイクルブックフェア（2 階）	0 人	100 人	141 人
職場体験等	1 人	66 人	35 人
おはなし会	8 人	15 人	81 人
総 計	7,912 人	7,681 人	8,323 人

※利用人数は延べ人数とし、住所に関係なく集計をしたもの 小数点第二位で四捨五入

3 市民センター管内公民館図書室（浜玉、巖木、北波多、肥前、鎮西、呼子、七山）

市民センター管内の公民館図書室（以下「市民センター公民館図書室」という。）には、近代図書館ネットワークシステム（※1）を整備しています。

近代図書館・相知図書館・市民センター公民館図書室では、蔵書の相互利用を行うことができ、徐々に利用も定着してきています。

しかし、西部エリアは、他のエリアに比べて利用が少ないのが現状です。地域特性に応じた図書サービス機能のさらなる充実及び利用方法を周知し、利用率の向上を図ることが必要です。

特に、低年齢児から読書の習慣づけを行うことにより、生涯にわたる読書活動の習慣を取得することができるものとして、幼稚園、保育所及び家庭での絵本の読み聞かせなどの推進を行う事業を進めていくことが必要です。

○地区別利用状況（貸出）の推移

※利用窓口別統計及び年齢別利用者数は、P25参照（単位：人）

地区	項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
唐津	登録者数(人口割合)	24,523 (32.7%)	24,534 (33.0%)	24,577 (33.4%)
	利用人数	49,911	50,014	51,362
	人口	75,073	74,364	73,607
浜玉	登録者数(人口割合)	3,100 (26.9%)	3,151 (27.2%)	3,200 (27.1%)
	利用人数	5,960	6,847	6,645
	人口	11,504	11,601	11,816
厳木	登録者数(人口割合)	651 (16.9%)	640 (17.2%)	629 (17.6%)
	利用人数	1,521	1,376	1,553
	人口	3,862	3,712	3,576
相知	登録者数(人口割合)	2,220 (31.2%)	2,240 (32.2%)	2,214 (32.8%)
	利用人数	5,769	5,488	5,888
	人口	7,111	6,946	6,744
北波多	登録者数(人口割合)	963 (23.1%)	956 (23.4%)	954 (23.6%)
	利用人数	1,386	1,128	1,012
	人口	4,160	4,081	4,046
肥前	登録者数(人口割合)	847 (13.3%)	840 (13.6%)	843 (14.2%)
	利用人数	932	1,015	1,213
	人口	6,380	6,165	5,922
鎮西	登録者数(人口割合)	849 (16.3%)	840 (16.6%)	843 (17.2%)
	利用人数	919	832	1,010
	人口	5,195	5,054	4,896
呼子	登録者数(人口割合)	796 (19.2%)	790 (19.8%)	784 (20.1%)
	利用人数	1,197	1,287	1,170
	人口	4,141	3,998	3,900
七山	登録者数(人口割合)	264 (13.8%)	260 (13.9%)	263 (14.5%)
	利用人数	316	248	294
	人口	1,915	1,868	1,816
計	登録者数(人口割合)	34,213 (28.7%)	34,251 (29.1%)	34,307 (29.5%)
	利用人数	67,911	68,235	70,147
	人口	119,341	117,789	116,323

※利用人数は、延べ人数とし、**利用者の住所登録地に基づき集計をしたもの**

※ネットワークシステム含む

4 旧唐津市内公民館図書室

旧市内に16施設ある公民館図書室の書籍と図書配送センターから年に2～3回配本している書籍を貸出ししています。

公民館が蔵書だけでは、市民の要望に応えるには不足するため、新着図書を中心に利用者の要望を考慮した配本を行っています。

今後は利用率向上を図るため、予約や要望を取り入れながら地域に応じた適切な配本が必要です。

第3章 図書館等の機能

図書館とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設です。(図書館法第2条)

1 近代図書館の機能

(1) 近代図書館

近代図書館は、相知図書館、市民センター公民館図書室の蔵書の一元化を図り、中枢を担う中央図書館的機能を持っています。

また、教養を高め、調査研究等を進めていくことにより、市民一人ひとりがより豊かな人生を過ごすことができるような生涯学習拠点としての機能を持っています。

市内全域の歴史文化を調査研究する機関として、貴重な資料である古文書の収集、整備、保存を行なっています。

さらに、学校との連携による子どもの読書活動を推進し、支援する機能や市外の公共図書館等との相互貸借制度の窓口としての機能も持っています。

(2) 図書配送センター

近代図書館は館外に、図書配送センターを設置しています。

図書配送センターは、学校、公民館、団体への図書配本・貸出を行うことで読書活動の推進を図り、市内全域へのサービスを行う機能を持っています。

ア 概要

施設	回数	冊数	貸出期間
市内の小中学校	年 3 回	300冊以内	6ヶ月以内
〃 公民館	〃	〃	〃
団体	随 時	〃	〃

イ 図書配送センターから各施設への貸出冊数 (単位：冊)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
学 校	25,550	25,450	25,500
公 民 館	14,300	15,800	15,700
団 体	25,570	26,294	27,473
計	65,420	67,544	68,673

ウ 令和4年度図書配送センターの貸出文庫利用状況

	公民館名	配本冊数			利用冊数 (冊)	利用人数 (人)
		一般書 (冊)	児童書 (冊)	合計 (冊)		
1	久里公民館	500	100	600	214	88
2	鏡公民館	1,050	150	1,200	769	443
3	鬼塚公民館	500	100	600	118	51
4	高島公民館	500	100	600	83	26
5	東唐津公民館	500	100	600	201	117
6	外町公民館	500	100	600	53	36
7	成和公民館	300	100	400	72	34
8	志道公民館	500	100	600	347	158
9	大成公民館	500	100	600	51	20
10	長松公民館	750	150	900	204	117
11	西唐津公民館	500	100	600	1,040	643
12	竹木場公民館	500	100	600	50	15
13	佐志公民館	500	100	600	274	67
14	大良公民館	500	100	600	52	45
15	湊公民館	1,050	150	1,200	92	36
16	神集島公民館	500	100	600	132	78
17	浜玉公民館	600	300	900	951	564
18	巖木公民館	600	300	900	201	121
19	肥前公民館	600	300	900	247	97
20	鎮西公民館	600	300	900	731	289
21	打上公民館	150	150	300	117	77
22	呼子公民館	600	300	900	541	265
合計		12,300	3,400	15,700	6,540	3,387

※相知公民館、北波多公民館、七山公民館への配本は実績なし

(3) 相知図書館

相知図書館は、地域の身近な図書館として乳幼児から高齢者までが利用しやすい身近な図書館です。図書の貸出、予約、読書案内、レファレンス（※2）、地域住民のニーズにあった資料の収集、提供を行なっています。

また、おはなし会やイベントを開催して読書活動の促進を行なっています。

開館当初から、読書会や古文書会等の活動の場として利用されており、地域に根ざした図書館としても親しまれています。

地域の歴史文化を調査研究する機関として、貴重な資料である古文書の整備、保存を行なっています。

さらに、市の重要文化財でもある峯家文書等を活用した展示を行い、相知の歴史を紹介しています。

◎古文書の利用者数（古文書会利用）

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用者数	49人	31人	43人

※利用者数は延べ人数

2 公民館図書室の機能

公民館図書室は、公民館事業の目的達成のため、図書・記録・模型・資料等を備え、その提供を行っています。

合併後、近代図書館ネットワークシステム（※1）が整備されたことにより、市民センター公民館図書室での図書の貸出、返却及び予約（市の所蔵分のみ）ができます。

(1) 市民センター公民館図書室（浜玉、巖木、北波多、肥前、鎮西、呼子、七山）

市民センター公民館図書室の予算の中で、地域のニーズにあった書籍を含む資料を購入しています。また、近代図書館ネットワークシステム（※1）を利用し、近代図書館が所蔵する40万冊を超える蔵書の提供をすることで、読書活動を支援しています。

市民センター公民館図書室は、図書館とは組織や設置目的が異なることに留意し、近代図書館が中央図書館的機能を担い、市民センター公民館図書室との相互協力と業務支援を基本に行なっています。

(2) 旧唐津市内公民館図書室

公民館所蔵の書籍のほか、図書配送センターから各公民館に、年2～3回、200冊～300冊の配本を行い、住民へ書籍、資料の提供をしています。

（P8 ウ及び 参考：各公民館図書室概要 を参照）

第4章 これからの図書サービス

市民の生涯学習の拠点として、市内全域への広域的な図書サービスの向上に努め、子どもへの読み聞かせ、イベント等を行い、子育て支援と子どもの読書活動を推進していきます。

また、大活字図書等の資料の計画的な整備や、図書館資料のデジタル化等を図ることにより、幅広い年齢層に学びの場を提供します。生涯学習拠点としての機能充実と利用拡大をしていき、重点目標を掲げ、積極的に施策に取り組んでいきます。

「唐津市第2次総合計画」から抜粋

公民館や図書館等の社会教育施設を中心とした、一人ひとりが生涯にわたって、いつでも自由に学習機会を選択し、自主的に学ぶことができるような学習環境づくりや、地域の結びつきや世代間交流を大切にし、郷土愛を育み、地域や家庭の学習向上を図ることが重要となります。

単位施策

- ・生涯学習拠点としての機能充実と利用拡大

単位施策の概要

- ・図書館・公民館図書室・学校図書館の連携強化により広域的な図書館サービスの向上に努めます。
- ・子どもへの読み聞かせ・イベント等を行い、子育て支援と子どもの読書活動を推進します。
- ・大活字図書等の資料の計画的な整備や、図書館資料のデジタル化等を図ることにより、幅広い年齢層に学びの場を提供します。

1 唐津市図書サービス計画の体系

No.	重点項目	具体的施策	目標年度
1	生涯学習拠点としての図書サービス	① 資料の収集・整理・保存・提供 拡 ② インターネット等の電子情報へのアクセス整備 ③ 有料オンラインデータベースの提供 ④ 広報・情報発信 ⑤ 開館日・開館時間の拡充	2023
2	課題解決を支援する図書サービス	① レファレンスサービス ② ビジネス支援サービス ③ 医療情報支援サービス	
3	地域の情報拠点となる図書サービス	① 郷土・行政資料等の地域資料の収集・整備・保存・提供 ② 行政支援サービス ③ 市民協働の推進	
4	市民の読書をサポートする図書サービス	① 児童サービス ② 子育て世代へのサービス ③ 学校との連携 拡 ④ ティーンズサービス ⑤ 高齢サービス ⑥ 障がい者サービス 拡 ⑦ 多様な言語・文化に配慮したサービス	2024 2029
5	図書サービスのビジョン	① 全市の図書サービスビジョン 拡 ② 司書の配置ビジョン 拡 ③ 図書サービスの拠点の役割ビジョン 拡	2029

拡 拡充するサービス

2 重点項目と具体的施策

重点項目No. 1 生涯学習の拠点としての図書サービス

① 資料の収集・整理・保存・提供

「唐津市近代図書館資料収集整備方針」に基づき、文学、実用書、地域資料、参考図書等幅広い分野の資料の収集、保存、提供を行います。

ニーズに応えるため佐賀県内の図書館をはじめ、他県の図書館及び国立国会図書館等へ資料の相互貸借制度を利用し、資料の取り寄せ・貸出等のサービス提供を行います。

また、市域全域に関して市民に身近な資料を収集するとともに、高度な調査・研究にも対応できるよう努めます。

さらに、利用者の個人情報保護し、利用者の利便性を考慮し、自動貸出機の導入等を検討します。

② インターネット等の電子情報へのアクセス整備

館内に利用者用のインターネット端末を設置しており、更なる利便性の高い環境整備を行います。

また、国立国会図書館に承認を受けた図書館として、国立国会図書館のデジタル化資料のうち、絶版等の理由で入手困難な資料約149万点が利用できます。

さらに、ノートパソコンやスマートフォン等が普及してきていることから、時間や場所を問わず情報検索することが可能になっており、情報検索の利便性を図ることを目的とした公衆無線LAN（Wi-Fi）（※3）サービスの環境を整備しています。

③ 有料オンラインデータベースの提供

近代図書館では、有料オンラインデータベースを利用し、調査・研究及び暮らしに役立つ最新情報（官報、判例・法令、新聞記事等）の提供に努めます。

④ 広報・情報発信

図書館ホームページ、市報、行政放送、その他多様な情報媒体を活用し、図書館の情報をわかりやすく発信していきます。中でも図書館ホームページにおいては、「図書館からのお知らせ」のほか、図書館の今を「今日一枚（写真・記事）」として発信するなど、最新の情報発信に努めます。

⑤ 開館日・開館時間の拡充

近代図書館4階子どもコーナー「ブックル」と4階学習室を、平成27年7月から平日の開館時間（10時から18時）を2階一般コーナーと同じ19時まで延長し、サービスの向上を図りました。

平成30年10月の近代図書館の特別整理期間をこれまでの10日間から7日間に短縮し、開館日を多くすることができるようになりました。

これからも身近で便利な図書館サービスを行うため、限られた財源のなか、効率的な運営に努めます。

重点項目No.2 課題解決を支援する図書サービス

① レファレンス（※2）サービス

窓口でのレファレンス（※2）サービスの利用のほか、電話、文書、メールでの照会も増加しており、市民が日々の暮らしの中で持つさまざまな疑問、調査研究（所蔵調査、事実調査、文献調査、書誌的事項調査）に対し、課題解決のための図書館資料の提供や、より活用できる仕組みを充実させるよう努めます。

② ビジネス支援サービス

近代図書館では、ビジネス関係、資格取得や就職、ビジネスマナー等の資料を集めたビジネス支援コーナーを設置しています。

図書館資料だけでなく職業相談会やセミナーのチラシ・パンフレットなど幅広い情報にアクセスしやすい環境整備に努めます。

③ 医療情報支援サービス

近代図書館が中心となり医学情報資料を収集、提供していきます。闘病記やメンタルヘルス関連の資料を集めたコーナーを設置し、利用しやすい環境の整備に努めます。

重点項目No.3 地域の情報拠点となる図書サービス

① 郷土・行政資料等の地域資料の収集・整備・保存・提供

市を中心とした県内の郷土、行政資料は、近代図書館を中心に市内全域で収集、保存を行います。

唐津市の歴史を研究するうえで貴重な唐津新聞、末盧國のデジタル化を行っています。引き続き、劣化が進んでいる資料や刊行中の末盧國のデジタル化を進める必要があります。

また、近代図書館所蔵（岸田家、加茂家、田代家等）、相知図書館所蔵（峯家等）の古文書をはじめ、各地域に保存すべき古文書などの郷土資料があれば地域の貴重な資料として整備し、唐津の歴史、文化の継承に努めていきます。

適正な蔵書規模と古文書の管理のため、保存スペースの確保や長期保存に適した環境整備をします。

近代図書館が中心となって郷土の財産である唐津城、名護屋城、唐津焼、虹の松原、地域の伝統工芸などに関する資料の収集や保存をし、地域の資料としての調査、研究にも対応できるように所蔵の構築をします。

また、行政資料を収集しようとするすると担当課をまたぎ、市民にとっては容易でない場合があります。充実した行政資料の収集により、地域の情報拠点を目指します。

② 行政支援サービス

市の政策決定や行政事務に必要な資料及び情報を積極的に収集し、的確に提供するよう努めます。

③ 市民協働の推進

図書館活動において市民の理解と協力は、不可欠となっており、さらなる情報共有と連携を図り、読書活動を推進するとともに支援する担い手の育成に努めます。

ア 唐津市近代図書館友の会

現在、唐津市近代図書館友の会は、イベント協力、花壇等の整備など様々な活動で図書館のサポートを行っており、特に4階子どもコーナー「ブックル」の窓口業務を一部受託していることから欠かせない存在となっています。

今後も連携して読書活動の向上に努めます。

イ 読み聞かせボランティア

おはなし会など子どもの読書活動等に関わる読み聞かせボランティアの活動は、図書館活動の推進のうえで重要な役割を果たしており、今後ともに活動をしていくことが不可欠です。図書館では、今後も読み聞かせボランティア育成の講習会等の開催をすることに努めます。

ウ ボランティア活動の支援

乳幼児から高齢者、障がい者等に対して、図書サービスを提供できるよう社会貢献活動に興味を持つ市民やボランティア活動をしている市民の育成を支援します。

またボランティア活動がしやすい環境整備に努めます。



重点項目No. 4 市民の読書をサポートする図書サービス

① 児童サービス

ブックスタート事業（0歳児から本に親しみ親子の絆を深める事業）から絵本とこんにちは事業（絵本からおはなしの世界へと繋ぐ事業）への展開を図り、子どもの読書が習慣づくようになお一層の充実と推進に努めます。

おはなし会の開催、読書案内、本のテーマ展示、ブックリストの作成及び図書館探検ツアーの開催等、子どもと本の出会いの場として様々な取組みを行っており、今後もその充実に努めます。

幅広い分野の資料を揃え子どもの読書への興味を広げ、生涯にわたる読書の楽しさを知り、自ら学習することができるように環境整備に努めます。

② 子育て世代へのサービス

近代図書館4階子どもコーナー「ブックル」では、子育てに関する情報（子育てサポート、病後児保育など）を知ることができるよう育児支援のパンフレット、図書、雑誌等を充実させます。親子が参加できる行事等を開催し、子育て世代が集う場として利用しやすい環境整備に努めます。

③ 学校等との連携

学校等への図書館資料の定期的配本や学校教職員の貸出希望や相談に応じ、指導の援助となる学習支援用の図書資料（Kinto もあブック）として、テーマ別の「Kinto もあブックセット」を整備し、学期ごとに提供できるように整備します。

また、児童、生徒の職場体験学習の受入れ、図書館見学等では、図書館や図書館利用方法の説明、読み聞かせやブックトーク（※5）を行います。

司書が、学校、幼稚園、保育所などへ出向き読み聞かせや保護者向けに話を行うなどの読書活動の支援に努めます。

④ ティーンズサービス

読書離れの傾向にある主に13歳から19歳までを対象とした読書案内や、ブックリストを作成し、読書への興味を広げていきます。

また、日常生活や進路などに困った時に役立つ専用コーナーを設置し、その成長過程における悩み、疑問等の解決を支援することに努めます。

⑤ 高齢者サービス

高齢者への読書活動推進として大活字図書、録音図書（※6）等の資料を収集し、提供するサービスを行います。

今後、ますます高齢化社会が進む中、高齢者のニーズに合った資料を充実させるとともに高齢者福祉施設等と連携し、団体貸出サービスにも努めます。

さらに、館内の表示を大きくわかりやすくするなど、環境の整備にも努めます。

⑥ 障がい者サービス

障がいのある人への生活や学習に活かすことができるように大活字図書、点字資料、録音図書（※6）等を収集し、拡大読書器を設置しています。録音図書には、ボランティアの協力でタイトルを点字で表示しています。今後、きめ細かな読書支援として、対面朗読サービス等を検討し、サービスの充実に努めます。

身体障がいのある人の推移（身体障害者手帳所持者数）

単位：人

人口	年度	平成 30 年 (2018 年)	平成 31 年 (2019 年)	令和 2 年 (2020 年)
手帳所持者数 (a)		6,644	6,535	6,476
	18 歳未満	113	107	107
	18～64 歳	1,619	1,541	1,481
	65 歳以上	4,912	4,887	4,888
総人口 (b)		123,107	121,890	120,513
対総人口比 (a/b)		5.40%	5.36%	5.37%

※各年 3 月 31 日現在

第 6 期からつ自立支援プランの一部を抜粋。総人口は住民基本台帳人口

⑦ 多様な言語・文化に配慮したサービス

近代図書館では、日本語を母国語としない市民に対し、外国語資料の収集や日本で暮らしていくために役立つパンフレット等の収集、提供に努めます。
外国人住民人口

単位：人

年次	令和 2 年 (2020 年)	令和 3 年 (2021 年)	令和 4 年 (2022 年)
総数	778	783	697

※各年 3 月 31 日現在

※唐津市ホームページに掲載の統計資料：市民課

重点項目No.5 図書サービスのビジョン

① 全市の図書サービスビジョン

エリア別蔵書&配送冊数 人口1人当たり冊数（計画）

エリア名	エリア内人口	エリア内蔵書数	蔵書数／人	エリア内配送冊数	配送冊数／人	合計冊数／人
中部（旧市内）	63,800人	280,000冊	4.39冊	7,200冊	0.11冊	4.50冊
東部（浜玉・七山）	11,400人	23,000冊	2.02冊	900冊	0.08冊	2.10冊
西部（肥前・鎮西・呼子）	12,100人	31,000冊	2.56冊	3,000冊	0.25冊	2.81冊
南部（巖木・相知・北波多）	12,700人	33,200冊	2.61冊	900冊	0.07冊	2.68冊
全市域	100,000人	367,200冊	3.67冊	12,000冊	0.12冊	3.79冊

※令和11年度目標数

【説明】

- ・東部、西部、南部各エリアに図書サービスの拠点を設け、分室とすることを目指します
- ・各エリアの拠点である分室の蔵書を充実させることで人口1人当たりの冊数をおおむね2冊に拡充します
- ・中部エリアの近代図書館付近（半径3km以内の6館）の公民館は、近代図書館への利用誘導を図ります
- ・西部エリアについては、「唐津市公共施設等総合管理計画」に基づき、隣接町（玄海町）の施設の共同利用についても、推進します

② 司書の配置ビジョン

司書配置（計画）

施設名	統括するエリア	司書人数
近代図書館	旧市内	8名
配送センター	全エリア	1名
東部分室（仮称）	浜玉、七山	1名
西部分室（仮称）	肥前、鎮西、呼子	1名
南部分室（仮称）	巖木、相知、北波多	1名
計		12名

【説明】

- ・ 図書サービスの各拠点に司書を1名ずつ配置することを目指します
- ・ エリア内の統括と近代図書館との相互連携により利用促進を図ります

③ 図書サービスの拠点の役割ビジョン



【説明】

- ・ 図書サービスの拠点において、上記の業務を行います
 - ※エリア内の統括以外は既に相知図書館で行っています
- ・ 相知図書館は複合施設に移転後、分室とする予定です
 - ※近代図書館直轄の拠点を設けることで図書館としてのサービスを継続して行うことができます

○資料編 用語解説

・利用圏域（「公共施設の施設種別の機能再編配置の基準（案）」から抜粋）

(1) 生涯学習施設

図書館については、広域施設として市域に一つの機能配置を基本とする。
ただし、地域における図書サービス機能については、充実を図るものとする。

※ 1 近代図書館ネットワークシステム

① 近代図書館、相知図書館、市民センター公民館図書室の蔵書データを総合管理するシステム。ネットワークで繋がれた施設の蔵書を一括検索することができる。

例えば、近代図書館の本を浜玉市民センター公民館図書室に取り寄せ、同図書室で、貸出、返却するなどの相互利用が可能。

② 近代図書館、相知図書館、市民センター公民館図書室を繋ぐ物流網（週2回巡回）

※ 2 レファレンス

図書館の資料や機能（オンライン検索等を含む）を使って、図書館員が利用者の調べものや相談に回答するサービス。

※ 3 公衆無線LAN（Wi-Fi）

無線通信を利用してデータのやり取りができるLAN（Local Area Network（ローカル・エリア・ネットワーク））システムを指す。利用者が事前に又はその場で利用手続きを行うことで、無料でインターネットに接続することができる。

※ 4 図書館の専門性

図書館は本を中心とした多様な資料を収集・整備・保存し、市民の生活や地域づくりを支援する施設です。

そのため、「近代図書館に、館長、司書、学芸員その他必要な職員を置く。（唐津市近代図書館条例施行規則第2条）」こととされています。

また、「公民館に館長、主事その他必要な職員を置く。（唐津市公民館条例施行規則第2条）」こととされており、必要に応じ図書室に司書を配置しています。

※ 5 ブックトーク

あるテーマに沿って何冊かの本を順に紹介し、紹介した本や読書への興味を持たせる方法、技術。

絵本の絵を見せながら1冊を最後まで読んで聞かせる読み聞かせとは異なり、その本の1番のおすすめポイントを見せたり、聞かせたりして、子どもの「本を読みたい」という気持ちを引き出すもの。

※6 録音図書

視覚障がい者が耳で聞いて読書できるように朗読し、その音声を録音したもの。

以前はカセットテープを録音媒体としていたが、デイジーという国際規格に基づき、現在ではCDを録音媒体として製作されている。デイジーの規格で製作されたデータは、電子ファイルとしてインターネットによる利用も可能である。

上段：令和 4 年度

下段：(令和 3 年度)

各公民館図書室概要

	公民館名	開館時間	休館日	配送センター から配本した 本の貸出数	蔵書数	
					蔵書数	貸出冊数
1	久里公民館	午前 8 : 30 ~ 午後 5 : 00	土・日曜日、祝日、 年末年始 (12/29~1/3)	214 (163)	433 (433)	21 (3)
2	鏡公民館 (古代の森会館)	午前 8 : 30 ~ 午後 5 : 00	土・日曜日、祝日、 年末年始 (12/29~1/3)	769 (833)	140 (150)	15 (10)
3	鬼塚公民館	午前 8 : 30 ~ 午後 5 : 00	土・日曜日、祝日、 年末年始 (12/29~1/3)	118 (139)	78 (56)	0 (0)
4	高島公民館	午前 8 : 30 ~ 午後 5 : 00	土・日曜日、祝日、 年末年始 (12/29~1/3)	83 (47)	507 (507)	0 (3)
5	東唐津公民館	午前 8 : 30 ~ 午後 5 : 00	土・日曜日、祝日、 年末年始 (12/29~1/3)	201 (156)	120 (117)	0 (0)
6	外町公民館	平日 午前 9 : 00 ~ 午後 9 : 00 土曜 午前 9 : 00 ~ 午後 5 : 00	日曜日、祝日、 年末年始 (12/29~1/3)	53 (146)	2,800 (2,800)	6 (2)
7	成和公民館	午前 8 : 30 ~ 午後 5 : 00	土・日曜日、祝日、 年末年始 (12/29~1/3)	72 (56)	50 (50)	3 (2)
8	志道公民館	午前 8 : 30 ~ 午後 5 : 00	土・日曜日、祝日、 年末年始 (12/29~1/3)	347 (387)	2,635 (2,558)	54 (67)
9	大成公民館	午前 8 : 30 ~ 午後 5 : 00	土・日曜日、祝日、 年末年始 (12/29~1/3)	51 (52)	724 (724)	0 (0)
10	長松公民館	午前 8 : 30 ~ 午後 5 : 00	第 2 土曜日、日曜 日、祝日、年末年始 (12/29~1/3)	204 (162)	500 (500)	120 (120)

	公民館名	開館時間	休館日	配送センター から配本した 本の貸出数	蔵書数	
					蔵書数	貸出冊数
11	西唐津公民館	平日 午前 8 : 30 ~ 午後 5 : 00	土・日曜日、祝日、 年末年始 (12/29~1/3)	1,040 (1,637)	630 (630)	152 (152)
12	竹木場公民館	午前 8 : 30 ~ 午後 5 : 00	土・日曜日、祝日、 年末年始 (12/29~1/3)	50 (34)	240 (240)	0 (0)
13	佐志公民館	午前 8 : 30 ~ 午後 5 : 00	土・日曜日、祝日、 年末年始 (12/29~1/3)	274 (401)	900 (900)	83 (174)
14	大良公民館	午前 8 : 30 ~ 午後 5 : 00	土・日曜日、祝日、 年末年始 (12/29~1/3)	52 (13)	200 (200)	0 (0)
15	湊公民館	午前 8 : 30 ~ 午後 5 : 00	土・日曜日、祝日、 年末年始 (12/29~1/3)	92 (194)	434 (434)	184 (116)
16	神集島公民館	午前 8 : 30 ~ 午後 5 : 00	土・日曜日、祝日、 年末年始 (12/29~1/3)	132 (176)	0 (0)	0 (0)
17	浜玉公民館	月・火・水・金 午前 10 : 00 ~ 午後 6 : 00 木 午後 1 : 00 ~ 午後 6 : 00 土 午後 1 : 00 ~ 午後 5 : 00	日曜日、祝日 年末年始 (12/29~1/3)	951 (637)	16,463 (16,253)	13,920 (14,268)
18	厳木公民館	平日 午前 9 : 00 ~ 午後 10 : 00 平日以外 午前 9 : 00 ~ 午後 5 : 00	年末年始 (12/29~1/3)	201 (234)	7,710 (7,682)	926 (564)

	公民館名	開館時間	休館日	配送センター から配本した 本の貸出数	蔵書数	
					蔵書数	貸出冊数
19	相知公民館 (相知交流文 化センター)	日・月・祝日以外 午前 9 : 00 ~ 午後 9 : 00 日・月・祝日 午前 9 : 00 ~ 午後 5 : 00	年末年始 (12/29 ~ 1/3)	— —	—	—
20	北波多公民館	午前 8 : 30 ~ 午後 10 : 00	第 2 火曜日 年末年始 (12/29 ~ 1/3)	— —	4,481 (4,479)	559 (839)
21	肥前公民館	午前 8 : 30 ~ 午後 10 : 00	年末年始 (12/29 ~ 1/3)	247 (218)	9,714 (9,609)	522 (311)
22	鎮西公民館	日曜以外 午前 9 : 00 ~ 午後 10 : 00 日曜 午前 9 : 00 ~ 午後 8 : 00	月曜日 年末年始 (12/29 ~ 1/3)	731 (552)	5,046 (5,046)	2,128 (1,872)
23	打上公民館	午前 9 : 00 ~ 午後 10 : 00	日・月曜日 年末年始 (12/29 ~ 1/3)	117 (107)	1,141 (1,141)	25 (7)
24	呼子公民館	午前 9 : 00 ~ 午後 5 : 00	年末年始 (12/29 ~ 1/3)	541 (485)	6,881 (6,814)	2,038 (1,965)
25	七山公民館	午前 8 : 30 ~ 午後 10 : 00	第 2 ・ 4 日曜日 年末年始 (12/29 ~ 1/3)	— —	3,963 (3,945)	347 (443)
合 計				6,540 (6,829)	65,790 (65,268)	21,103 (20,918)

※貸出冊数は、図書室蔵書の貸出数

令和4年度利用窓口別統計表(利用者)

単位：人

受付 住所地	本館	相知	図書館計	浜玉	巖木	北波多	肥前	鎮西	呼子	七山	公民館計	合計
久里	1,952	432	2,384	42	0	0	0	0	0	0	42	2,426
鏡	8,786	311	9,097	426	0	0	0	0	0	1	427	9,524
鬼塚	3,245	245	3,490	140	0	77	1	0	0	0	218	3,708
高島	5	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	5
東唐津	839	0	839	5	0	0	0	0	0	0	5	844
成和	3,445	34	3,479	134	0	0	0	3	0	0	137	3,616
外町	6,565	18	6,583	26	0	2	0	4	1	0	33	6,616
大志	5,884	8	5,892	12	0	0	4	0	0	0	16	5,908
長松	11,457	84	11,541	58	1	0	0	0	1	0	60	11,601
西唐津	3,315	1	3,316	8	1	0	0	1	0	0	10	3,326
竹木場	163	0	163	3	0	0	0	0	0	0	3	166
佐志	2,871	15	2,886	4	0	0	0	0	1	0	5	2,891
大良	51	0	51	7	0	0	0	0	0	0	7	58
湊	614	19	633	17	0	0	0	2	0	0	19	652
神集島	21	0	21	0	0	0	0	0	0	0	0	21
小計	49,213	1,167	50,380	882	2	79	5	10	3	1	982	51,362
浜玉	2,948	205	3,153	3,425	0	2	0	0	0	65	3,492	6,645
巖木	243	932	1,175	0	378	0	0	0	0	0	378	1,553
相知	648	5,193	5,841	35	12	0	0	0	0	0	47	5,888
北波多	746	107	853	4	0	143	0	12	0	0	159	1,012
肥前	948	1	949	9	0	0	251	1	3	0	264	1,213
鎮西	672	17	689	1	0	1	0	255	64	0	321	1,010
呼子	657	12	669	10	0	0	0	15	476	0	501	1,170
七山	115	0	115	59	0	0	0	0	0	120	179	294
小計	6,977	6,467	13,444	3,543	390	146	251	283	543	185	5,341	18,785
唐津市計	56,190	7,634	63,824	4,425	392	225	256	293	546	186	6,323	70,147
玄海	235	3	238	0	0	0	0	0	0	0	0	238
県内	182	112	294	0	0	2	0	0	0	0	2	296
県外	298	0	298	6	0	0	0	1	14	32	53	351
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
個人利用計	56,905	7,749	64,654	4,431	392	227	256	294	560	218	6,378	71,032
団体利用数	0	10	10	20	0	0	0	1	0	0	21	31
合計	56,905	7,759	64,664	4,451	392	227	256	295	560	218	6,399	71,063

利用者の年齢別状況（令和2年度～令和4年度）

人数は延べ人数

令和2年度

年齢	年齢別利用者数（近代）			年齢別利用者数（相知）			合計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
～6才	1,420 ^人	1,453 ^人	2,873 ^人	183 ^人	168 ^人	351 ^人	1,603 ^人	1,621 ^人	3,224 ^人
～12才	2,273	3,040	5,313	332	601	933	2,605	3,641	6,246
～15才	592	840	1,432	52	59	111	644	899	1,543
～18才	254	416	670	93	50	143	347	466	813
～22才	251	375	626	39	21	60	290	396	686
～30才	468	1,120	1,588	2	51	53	470	1,171	1,641
～40才	1,203	4,233	5,436	51	315	366	1,254	4,548	5,802
～50才	2,393	7,033	9,426	188	625	813	2,581	7,658	10,239
～60才	1,932	5,046	6,978	196	844	1,040	2,128	5,890	8,018
61才～	9,323	11,478	20,801	1,782	1,959	3,741	11,105	13,437	24,542
合計	20,109	35,034	55,143	2,918	4,693	7,611	23,027	39,727	62,754

※市外利用者を除く

令和3年度

年齢	年齢別利用者数（近代）			年齢別利用者数（相知）			合計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
～6才	1,330 ^人	1,373 ^人	2,703 ^人	155 ^人	139 ^人	294 ^人	1,485 ^人	1,512 ^人	2,997 ^人
～12才	2,496	3,087	5,583	353	451	804	2,849	3,538	6,387
～15才	506	563	1,069	6	49	55	512	612	1,124
～18才	175	491	666	82	47	129	257	538	795
～22才	237	437	674	40	52	92	277	489	766
～30才	405	991	1,396	4	50	54	409	1,041	1,450
～40才	1,308	4,365	5,673	76	283	359	1,384	4,648	6,032
～50才	2,312	6,547	8,859	102	749	851	2,414	7,296	9,710
～60才	1,801	4,618	6,419	178	777	955	1,979	5,395	7,374
61才～	9,391	12,327	21,718	1,625	2,020	3,645	11,016	14,347	25,363
合計	19,961	34,799	54,760	2,621	4,617	7,238	22,582	39,416	61,998

※市外利用者を除く

令和4年度

年齢	年齢別利用者数（近代）			年齢別利用者数（相知）			合計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
～6才	1,430 ^人	1,255 ^人	2,685 ^人	119 ^人	188 ^人	307 ^人	1,549 ^人	1,443 ^人	2,992 ^人
～12才	2,625	3,432	6,057	327	297	624	2,952	3,729	6,681
～15才	597	557	1,154	38	55	93	635	612	1,247
～18才	139	478	617	26	67	93	165	545	710
～22才	177	475	652	69	94	163	246	569	815
～30才	388	1,104	1,492	13	41	54	401	1,145	1,546
～40才	1,203	4,257	5,460	53	251	304	1,256	4,508	5,764
～50才	2,258	6,462	8,720	71	769	840	2,329	7,231	9,560
～60才	1,698	4,976	6,674	325	1,046	1,371	2,023	6,022	8,045
61才～	9,513	13,166	22,679	1,615	2,170	3,785	11,128	15,336	26,464
合計	20,028	36,162	56,190	2,656	4,978	7,634	22,684	41,140	63,824

※市外利用者を除く

図書配送センターから貸出後、各施設での利用状況

(単位：冊)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
学 校	31,248	27,345	21,282
公 民 館	2,764	3,492	3,387
団 体	156,624	194,382	172,982
計	190,636	225,219	197,651

<数値目標>

	令和4年度 実績	令和11年度 目標値(注1)
1. 資料		
蔵書冊数(注2)	445,340冊	455,000冊
図書年間購入冊数(注3)	9,817冊	12,000冊
新規図書冊数比(注4)	6.0%	—
近代図書館	—	6.5%
分室	—	3.0%
2. 提供		
登録率	40%	40%
貸出冊数	380,713冊	400,000冊
個人貸出冊数	312,040冊	330,000冊
団体貸出冊数	68,673冊	70,000冊
貸出密度(注5)	3.3冊	4.0冊
個人貸出密度	2.7冊	3.3冊
団体貸出密度	0.6冊	0.7冊
予約受付件数	33,664件	36,000件
参考業務(レファレンス)受付件数	9,088件	10,000件

注1：令和11年度の目標数値は分室を含む

注2：蔵書冊数には、雑誌、視聴覚資料、寄贈本を含む

注3：図書のみ

注4：図書のみ。年間購入冊数の開架冊数に占める割合

注5：人口1人当たりの貸出冊数

唐津市図書サービス計画の改定の新旧対照表

改 定 案	現 行
<p>はじめに</p> <p>略</p> <p>第1～3章 略</p> <p>第4章 これからの図書サービス</p> <p>1 略</p> <p>2 重点項目と具体的施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重点項目No.1 略 ・重点項目No.2 略 ・重点項目No.3 略 ・重点項目No.4 略 ・重点項目No.5 略 <p>○資料編 略</p> <p>第1章 唐津市図書サービス計画の策定</p> <p>略</p> <p>第2章 図書館の現状と課題</p> <p>略</p> <p>また、令和2年3月に策定した「唐津市子ども読書活動推進計画（第3次）」に基づき、乳幼児をはじめとするすべての市民を対象とした図書サービスを提供できるよう、学校、家庭、地域が互いに連携し、読書活動に関する普及、啓発に努めることが必要です。</p> <p>各図書館の施設規模</p>	<p>はじめに</p> <p>略</p> <p>第1～3章 略</p> <p>第4章 これからの図書サービス</p> <p>1 略</p> <p>2 重点目標と具体的施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重点目標No.1 略 ・重点目標No.2 略 ・重点目標No.3 略 ・重点目標No.4 略 ・重点目標No.5 略 <p>○資料編 略</p> <p>第1章 唐津市図書サービス計画の策定</p> <p>略</p> <p>第2章 図書館の現状と課題</p> <p>略</p> <p>また、平成25年度に策定した「唐津市子ども読書活動推進計画（第2次）」に基づき、乳幼児をはじめとするすべての市民を対象とした図書サービスを提供できるよう、学校、家庭、地域が互いに連携し、読書活動に関する普及、啓発に努めることが必要です。</p> <p>各図書館の施設規模</p>

館名	近代図書館	相知図書館
開館時間	略	略
休館日	略	略
開館年月	略	略
単独・複合	略	略
構造	略	略
敷地面積	略	略
延床面積	略	略
収容可能冊数	400,000冊	40,000冊
閲覧席	略	略
駐車場／駐輪場	略	略

1 近代図書館

略

近代図書館利用状況（図書配送センターを除く）

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
新規登録者数	832人	917人	982人
利用人数	60,871人	61,715人	63,283人

館名	近代図書館	相知図書館
開館時間	略	略
休館日	略	略
開館年月	略	略
単独・複合	略	略
構造	略	略
敷地面積	略	略
延床面積	略	略
収容可能冊数	360,000冊	40,000冊
閲覧席	略	略
駐車場／駐輪場	略	略

1 近代図書館

略

近代図書館利用状況（図書配送センターを除く）

年 度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
新規登録者数	1,280人	1,393人	1,207人
利用人数	80,291人	77,663人	73,508人

利用冊数	268,299 冊	271,824 冊	277,988 冊
※1人平均の利用冊数	4.4 冊	4.4 冊	4.4 冊
学習室(4F)	1,005 人	3,794 人	4,843 人
会議室等	3,400 人	3,618 人	4,824 人
子どもイベント	0 人	73 人	69 人
リサイクルブックフェア	0 人	506 人	457 人
職場体験等	793 人	235 人	498 人
おはなし会	0 人	0 人	290 人
総 計	66,069 人	69,941 人	74,264 人

略

2 相知図書館

現在の図書館が昭和56年に開館して40年以上が経過しており、施設の老朽化（雨漏り、壁紙の剥離など）が進んでいます。さらに、施設を維持することに加え、さまざまな要因（階段の昇降が不自由な高齢者、障がい者など）で図書館を利用しにくい人に対応する施設にするために、大規模な改修が必要です。

唐津市公共施設再配置計画（平成30年9月策定）では、「図書館は市域に1つの配置とする。」としており、他の公共施設への機能移転する予定です。

移転先については、関係機関と協議を進めたうえで決定し、機能移転後は近代図書館の分室として南部エリアの拠点として位置づけ、図書サービスの向上に努めます。

利用冊数	340,940 冊	331,508 冊	317,348 冊
※1人平均の利用冊数	4.2 冊	4.3 冊	4.3 冊
学習室(4F)	8,519 人	8,358 人	5,329 人
会議室等	3,113 人	4,037 人	6,538 人
子どもイベント	535 人	573 人	539 人
リサイクルブックフェア	483 人	503 人	510 人
職場体験等	866 人	1,059 人	1,080 人
おはなし会	977 人	872 人	699 人
総 計	94,784 人	93,065 人	88,203 人

略

2 相知図書館

現在の図書館が昭和56年に開館して37年が経過しており、施設の老朽化（雨漏り、壁紙の剥離など）が進んでいます。さらに、施設を維持することに加え、さまざまな要因（階段の昇降が不自由な高齢者、障がい者など）で図書館を利用しにくい人に対応する施設にするために、大規模な改修が必要です。

そこで周辺施設で4,046.81㎡と広大な床面積を有する相知交流文化センターへの移転を検討しました。

図書館の設置及び運営上の望ましい基準（平成24年12月19日文部科学省告示第172号）で求められている図書館運営の指標として作成された「図書館の設置と運営に関する数値基準」（日本図書館協会）では、最低800㎡の床面積が必要とされていますが、相知交流センターのホワイエとラウンジだけでは狭く、現存の相知図書館535.5㎡（閲覧室など1階面積313.5㎡）をも確保することができません。

相知市民センター庁舎の改築計画に伴う、複合型図書館として相知市民セン

サービスの向上としては、図書館の利用者には、乳幼児からのおはなし会や児童生徒の学習の利用も多数あり、幼い頃から身近に読書活動が習慣づけられていることがうかがえます。

略

相知図書館利用状況

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
新規登録者数	78人	94人	49人
利用人数	7,751人	7,349人	7,749人
利用冊数	34,942冊	31,836冊	33,235冊
※1人平均の利用冊数	4.5冊	4.3冊	4.3冊
学習室（グループ活動）（2階）	152人	128人	273人
史料室（企画展）（2階）	0人	0人	0人
子どもイベント	0人	23人	44人
リサイクルブックフェア（2階）	0人	100人	141人
職場体験等	1人	66人	35人
おはなし会	8人	15人	81人
総 計	7,912人	7,681人	8,323人

略

3 市民センター管内公民館図書室（浜玉、巖木、北波多、肥前、鎮西、呼子、七山）

略

しかし、西部エリアは、他のエリアに比べて利用が少ないのが現状です。

ター内に移設することが、小中学校の位置や最寄りの交通機関から考慮しても利便性が高く望ましいです。

地域住民の努力により公民館図書室から図書館を建設した経緯を考慮し、図書室に変更する場合は、地元の理解が必要と思われます。

図書館の利用者には、乳幼児からのおはなし会や児童生徒の学習の利用も多数あり、幼い頃から身近に読書活動が習慣づけられていることがうかがえます。

略

相知図書館利用状況

年 度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
新規登録者数	87人	130人	140人
利用人数	8,890人	8,384人	8,400人
利用冊数	36,050冊	34,914冊	36,998冊
※1人平均の利用冊数	4.1冊	4.2冊	4.4冊
学習室（グループ活動）（2階）	368人	342人	226人
史料室（企画展）（2階）	22人	2人	0人
子どもイベント	184人	174人	227人
リサイクルブックフェア（2階）	174人	0人	141人
職場体験等	65人	80人	91人
おはなし会	155人	140人	131人
総 計	9,858人	9,122人	9,216人

略

3 市民センター管内公民館図書室（浜玉、巖木、北波多、肥前、鎮西、呼子、七山）

略

しかし、西部地域は、中部・東部地域に比べて利用が少ないのが現状です。

略

○地区別利用状況（貸出）の推移

※利用窓口別統計及び年齢別利用者数は、P25参照（単位：人）

地区	項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
唐津	登録者数(人口割合)	24,523 (32.7%)	24,534 (33.0%)	24,577 (33.4%)
	利用人数	49,911	50,014	51,362
	人口	75,073	74,364	73,607
浜玉	登録者数(人口割合)	3,100 (26.9%)	3,151 (27.2%)	3,200 (27.1%)
	利用人数	5,960	6,847	6,645
	人口	11,504	11,601	11,816
厳木	登録者数(人口割合)	651 (16.9%)	640 (17.2%)	629 (17.6%)
	利用人数	1,521	1,376	1,553
	人口	3,862	3,712	3,576
相知	登録者数(人口割合)	2,220 (31.2%)	2,240 (32.2%)	2,214 (32.8%)
	利用人数	5,769	5,488	5,888
	人口	7,111	6,946	6,744
北波多	登録者数(人口割合)	963 (23.1%)	956 (23.4%)	954 (23.6%)
	利用人数	1,386	1,128	1,012
	人口	4,160	4,081	4,046
肥前	登録者数(人口割合)	847 (13.3%)	840 (13.6%)	843 (14.2%)
	利用人数	932	1,015	1,213
	人口	6,380	6,165	5,922
鎮西	登録者数(人口割合)	849 (16.3%)	840 (16.6%)	843 (17.2%)
	利用人数	919	832	1,010
	人口	5,195	5,054	4,896
呼子	登録者数(人口割合)	796 (19.2%)	790 (19.8%)	784 (20.1%)

略

○地区別利用状況（貸出）の推移

※利用窓口別統計及び年齢別利用者数は、P25参照（単位：人）

地区	項目	平成29年度	平成30年度	令和元年度
唐津	登録者数(人口割合)	23,921 (31.3%)	24,314 (32.0%)	24,451 (32.4%)
	利用人数	64,774	63,115	59,793
	人口	76,413	75,917	75,443
浜玉	登録者数(人口割合)	3,006 (26.4%)	3,053 (26.5%)	3,114 (27.1%)
	利用人数	7,404	7,280	7,122
	人口	11,379	11,533	11,485
厳木	登録者数(人口割合)	613 (14.9%)	620 (15.5%)	645 (16.4%)
	利用人数	1,837	1,696	1,699
	人口	4,120	4,010	3,928
相知	登録者数(人口割合)	2,167 (28.4%)	2,187 (29.5%)	2,216 (30.6%)
	利用人数	7,434	6,885	6,415
	人口	7,617	7,402	7,238
北波多	登録者数(人口割合)	918 (21.1%)	935 (21.5%)	969 (22.8%)
	利用人数	1,943	1,952	1,901
	人口	4,348	4,345	4,259
肥前	登録者数(人口割合)	842 (12.1%)	850 (12.6%)	862 (13.1%)
	利用人数	1,105	1,182	1,229
	人口	6,969	6,758	6,560
鎮西	登録者数(人口割合)	860 (15.4%)	864 (15.9%)	868 (16.3%)
	利用人数	1,359	1,033	1,005
	人口	5,579	5,451	5,325
呼子	登録者数(人口割合)	797 (17.3%)	792 (17.8%)	810 (18.9%)

	利用人数	<u>1,197</u>	<u>1,287</u>	<u>1,170</u>
	人 口	<u>4,141</u>	<u>3,998</u>	<u>3,900</u>
七山	登録者数(人口割合)	<u>264</u> (13.8%)	<u>260</u> (13.9%)	<u>263</u> (14.5%)
	利用人数	<u>316</u>	<u>248</u>	<u>294</u>
	人 口	<u>1,915</u>	<u>1,868</u>	<u>1,816</u>
計	登録者数(人口割合)	<u>34,213</u> (28.7%)	<u>34,251</u> (29.1%)	<u>34,307</u> (29.5%)
	利用人数	<u>67,911</u>	<u>68,235</u>	<u>70,147</u>
	人 口	<u>119,341</u>	<u>117,789</u>	<u>116,323</u>

略

4 旧唐津市内公民館図書室

略

第3章 図書館等の機能

略

1 近代図書館の機能

(1)～(2) 略

ア 概要

略

イ 図書配送センターから各施設への貸出冊数 (単位：冊)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
学 校	<u>25,550</u>	<u>25,450</u>	<u>25,500</u>
公 民 館	<u>14,300</u>	<u>15,800</u>	<u>15,700</u>
団 体	<u>25,570</u>	<u>26,294</u>	<u>27,473</u>
計	<u>65,420</u>	<u>67,544</u>	<u>68,673</u>

ウ 令和4年度図書配送センターの貸出文庫利用状況

	公民館名	配本冊数			利用冊数 (冊)	利用人数 (人)
		一般書	児童書	合 計		

	利用人数	<u>1,700</u>	<u>1,542</u>	<u>1,410</u>
	人 口	<u>4,613</u>	<u>4,452</u>	<u>4,291</u>
七山	登録者数(人口割合)	<u>260</u> (12.6%)	<u>264</u> (13.1%)	<u>266</u> (13.4%)
	利用人数	<u>603</u>	<u>497</u>	<u>426</u>
	人 口	<u>2,069</u>	<u>2,022</u>	<u>1,984</u>
計	登録者数(人口割合)	<u>33,384</u> (27.1%)	<u>33,879</u> (27.8%)	<u>34,201</u> (28.4%)
	利用人数	<u>88,159</u>	<u>85,182</u>	<u>81,000</u>
	人 口	<u>123,107</u>	<u>121,890</u>	<u>120,513</u>

略

4 旧唐津市内公民館図書室

略

第3章 図書館等の機能

略

1 近代図書館の機能

(1)～(2) 略

ア 概要

略

イ 図書配送センターから各施設への貸出冊数 (単位：冊)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
学 校	<u>26,050</u>	<u>26,450</u>	<u>25,850</u>
公 民 館	<u>14,800</u>	<u>14,300</u>	<u>14,200</u>
団 体	<u>16,337</u>	<u>17,430</u>	<u>27,720</u>
計	<u>57,187</u>	<u>58,180</u>	<u>67,770</u>

ウ 令和元年度図書配送センターの貸出文庫利用状況

	公民館名	配本冊数			利用冊数 (冊)	利用人数 (人)
		一般書	児童書	合 計		

		(冊)	(冊)	(冊)		
1	久里公民館	<u>500</u>	<u>100</u>	<u>600</u>	<u>214</u>	<u>88</u>
2	鏡公民館	<u>1,050</u>	<u>150</u>	<u>1,200</u>	<u>769</u>	<u>443</u>
3	鬼塚公民館	<u>500</u>	<u>100</u>	<u>600</u>	<u>118</u>	<u>51</u>
4	高島公民館	<u>500</u>	<u>100</u>	<u>600</u>	<u>83</u>	<u>26</u>
5	東唐津公民館	<u>500</u>	<u>100</u>	<u>600</u>	<u>201</u>	<u>117</u>
6	外町公民館	<u>500</u>	<u>100</u>	<u>600</u>	<u>53</u>	<u>36</u>
7	成和公民館	<u>300</u>	<u>100</u>	<u>400</u>	<u>72</u>	<u>34</u>
8	志道公民館	<u>500</u>	<u>100</u>	<u>600</u>	<u>347</u>	<u>158</u>
9	大成公民館	<u>500</u>	<u>100</u>	<u>600</u>	<u>51</u>	<u>20</u>
10	長松公民館	<u>750</u>	<u>150</u>	<u>900</u>	<u>204</u>	<u>117</u>
11	西唐津公民館	<u>500</u>	<u>100</u>	<u>600</u>	<u>1,040</u>	<u>643</u>
12	竹木場公民館	<u>500</u>	<u>100</u>	<u>600</u>	<u>50</u>	<u>15</u>
13	佐志公民館	<u>500</u>	<u>100</u>	<u>600</u>	<u>274</u>	<u>67</u>
14	大良公民館	<u>500</u>	<u>100</u>	<u>600</u>	<u>52</u>	<u>45</u>
15	湊公民館	<u>1,050</u>	<u>150</u>	<u>1,200</u>	<u>92</u>	<u>36</u>
16	神集島公民館	<u>500</u>	<u>100</u>	<u>600</u>	<u>132</u>	<u>78</u>
17	浜玉公民館	<u>600</u>	<u>300</u>	<u>900</u>	<u>951</u>	<u>564</u>
18	巖木公民館	<u>600</u>	<u>300</u>	<u>900</u>	<u>201</u>	<u>121</u>
19	肥前公民館	<u>600</u>	<u>300</u>	<u>900</u>	<u>247</u>	<u>97</u>
20	鎮西公民館	<u>600</u>	<u>300</u>	<u>900</u>	<u>731</u>	<u>289</u>
21	打上公民館	<u>150</u>	<u>150</u>	<u>300</u>	<u>117</u>	<u>77</u>
22	呼子公民館	<u>600</u>	<u>300</u>	<u>900</u>	<u>541</u>	<u>265</u>
合 計		<u>12,300</u>	<u>3,400</u>	<u>15,700</u>	<u>6,540</u>	<u>3,387</u>

※相知公民館、北波多公民館、七山公民館への配本は実績なし

		(冊)	(冊)	(冊)		
1	久里公民館	<u>500</u>	<u>100</u>	<u>600</u>	<u>103</u>	<u>94</u>
2	鏡公民館	<u>1,050</u>	<u>150</u>	<u>1,200</u>	<u>1,413</u>	<u>744</u>
3	鬼塚公民館	<u>500</u>	<u>100</u>	<u>600</u>	<u>152</u>	<u>61</u>
4	高島公民館	<u>200</u>	<u>100</u>	<u>300</u>	<u>20</u>	<u>7</u>
5	東唐津公民館	<u>500</u>	<u>100</u>	<u>600</u>	<u>74</u>	<u>48</u>
6	外町公民館	<u>500</u>	<u>100</u>	<u>600</u>	<u>72</u>	<u>41</u>
7	成和公民館	<u>300</u>	<u>100</u>	<u>400</u>	<u>9</u>	<u>6</u>
8	志道公民館	<u>500</u>	<u>100</u>	<u>600</u>	<u>335</u>	<u>171</u>
9	大成公民館	<u>500</u>	<u>100</u>	<u>600</u>	<u>84</u>	<u>49</u>
10	長松公民館	<u>750</u>	<u>150</u>	<u>900</u>	<u>122</u>	<u>63</u>
11	西唐津公民館	<u>750</u>	<u>150</u>	<u>900</u>	<u>1,407</u>	<u>1,188</u>
12	竹木場公民館	<u>500</u>	<u>100</u>	<u>600</u>	<u>59</u>	<u>20</u>
13	佐志公民館	<u>500</u>	<u>100</u>	<u>600</u>	<u>473</u>	<u>185</u>
14	大良公民館	<u>500</u>	<u>100</u>	<u>600</u>	<u>33</u>	<u>10</u>
15	湊公民館	<u>1,050</u>	<u>150</u>	<u>1,200</u>	<u>209</u>	<u>74</u>
16	神集島公民館	<u>500</u>	<u>100</u>	<u>600</u>	<u>130</u>	<u>68</u>
17	浜玉公民館	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>
18	巖木公民館	<u>450</u>	<u>450</u>	<u>900</u>	<u>249</u>	<u>140</u>
19	肥前公民館	<u>450</u>	<u>450</u>	<u>900</u>	<u>227</u>	<u>93</u>
20	鎮西公民館	<u>450</u>	<u>150</u>	<u>600</u>	<u>385</u>	<u>241</u>
21	打上公民館	<u>150</u>	<u>150</u>	<u>300</u>	<u>48</u>	<u>53</u>
22	呼子公民館	<u>450</u>	<u>150</u>	<u>600</u>	<u>180</u>	<u>91</u>
合 計		<u>11,050</u>	<u>3,150</u>	<u>14,200</u>	<u>5,784</u>	<u>3,447</u>

※相知公民館、北波多公民館、七山公民館への配本は実績なし

(3) 相知図書館
略

◎古文書_の利用者数（_____古文書会利用）

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用者数	49人	31人	43人

略

2 公民館図書室の機能
略

第4章 これからの図書サービス

略

1 唐津市図書サービス計画の体系

No.	重点項目	具体的施策	目標年 度
1	生涯学習拠点とし ての図書サービス	① 資料の収集・整理・保存・提供 <input checked="" type="checkbox"/> ② インターネット等の電子情報への アクセス整備 _____ ③ 有料オンラインデータベースの提 供 ④ 広報・情報発信 ⑤ 開館日・開館時間の拡充 _____	2023 _____ _____ _____ _____

※浜玉公民館は仮設のため配送なし

(3) 相知図書館
略

◎古文書等の利用者数（企画展示入場者・古文書会利用）

年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数	611人	453人	151人
参 考	11/17～3/31 相知町に残るもう一つ の産業革命遺産展	2/2～ 3/31 相知図書館所蔵 おもしろ&貴重資料展	/

略

2 公民館図書室の機能
略

第4章 これからの図書サービス

1 唐津市図書サービス計画の体系

No.	重点目標	具体的施策	目標年 度
1	生涯学習拠点とし ての図書サービス	① 資料の収集・整理・保存・提供 <input checked="" type="checkbox"/> ② インターネット等の電子情報への アクセス整備 <input checked="" type="checkbox"/> ③ 有料オンラインデータベースの提 供 ④ 広報・情報発信 ⑤ 開館日・開館時間の拡充 <input checked="" type="checkbox"/>	2020 2020 _____ _____ 2023

2	課題解決を支援する 図書サービス	① レファレンスサービス ② ビジネス支援サービス ③ 医療情報支援サービス	—
3	地域の情報拠点となる図書サービス	① 郷土・行政資料等の地域資料の収集・整備・保存・提供 ② 行政支援サービス ③ 市民協働の推進	
4	市民の読書をサポートする図書サービス	① 児童サービス ② 子育て世代へのサービス ③ 学校との連携 <input checked="" type="checkbox"/> ④ ティーンズサービス ⑤ 高齢者サービス ⑥ 障がい者サービス <input checked="" type="checkbox"/> ⑦ 多様な言語・文化に配慮したサービス	— 2024 2029 —
5	図書サービスのビジョン	① 全市の図書サービスビジョン <input checked="" type="checkbox"/> ② 司書の配置ビジョン <input checked="" type="checkbox"/> ③ 図書サービスの拠点の役割ビジョン <input checked="" type="checkbox"/>	— 2029 —

略

2 重点項目と具体的施策

重点項目No.1 生涯学習の拠点としての図書サービス

- ① 資料の収集・整理・保存・提供

「唐津市近代図書館資料収集整備方針」に基づき、文学、実用書、地

2	課題解決を支援する 図書サービス	① レファレンスサービス ② ビジネス支援サービス ③ 医療情報支援サービス <input checked="" type="checkbox"/>	2019
3	地域の情報拠点となる図書サービス	① 郷土・行政資料等の地域資料の収集・整備・保存・提供 ② 行政支援サービス ③ 市民協働の推進	
4	市民の読書をサポートする図書サービス	① 児童サービス <input checked="" type="checkbox"/> ② 子育て世代へのサービス ③ 学校との連携 <input checked="" type="checkbox"/> ④ ティーンズサービス ⑤ 高齢者サービス ⑥ 障がい者サービス <input checked="" type="checkbox"/> ⑦ 多様な言語・文化に配慮したサービス <input checked="" type="checkbox"/>	2018 2020 2021 2019
5	図書サービスのビジョン	① 全市の図書サービスビジョン ② 司書の配置ビジョン ③ 図書サービスの拠点の役割ビジョン	—

略

2 重点目標と具体的施策

重点目標No.1 生涯学習の拠点としての図書サービス

- ① 資料の収集・整理・保存・提供

文学、実用書、地域資料、参考図書等幅広い分野の資料を「唐津市近

域資料、参考図書等幅広い分野の資料の収集、保存、提供を行います。

略

さらに、利用者の個人情報保護をし、利用者の利便性を考慮し、自動貸出機の導入等を検討します。

② インターネット等の電子情報へのアクセス整備

略

さらに、ノートパソコンやスマートフォン等が普及してきていることから、時間や場所を問わず情報検索することが可能になっており、情報検索の利便性を図ることを目的とした公衆無線LAN（Wi-Fi）（※3）サービスの環境を整備しています。

③～④ 略

⑤ 開館日・開館時間の拡充

略

これからも身近で便利な図書館サービスを行うため、限られた財源のなか、効率的な運営に努めます。

重点項目No.2 課題解決を支援する図書サービス

略

重点項目No.3 地域の情報拠点となる図書サービス

① 郷土・行政資料等の地域資料の収集・整備・保存・提供

略

唐津市の歴史を研究するうえで貴重な唐津新聞、末蘆國のデジタル化を行っています。引き続き、劣化が進んでいる資料や刊行中の末蘆國のデジタル化を進めることが必要です。

代図書館資料収集整備方針」に基づき、収集、保存、提供を行います。

略

さらに、利用者の個人情報保護をし、窓口業務がスピーディーに処理できるように自動貸出機の導入等を検討します。

② インターネット等の電子情報へのアクセス整備

略

さらに、ノートパソコンやスマートフォン等が普及してきていることから、時間や場所を問わず情報検索することが可能になっており、情報検索の利便性を図ることを目的とした公衆無線LAN（Wi-Fi）（※3）サービスの等環境整備に努めます。

③～④ 略

⑤ 開館日・開館時間の拡充

略

佐賀県立図書館は、年末年始、月例休館日及び特別整理期間の休館日を除き全て開館しています。

本市においても祝日開館等の要望があり、身近で便利な図書館サービスを求める市民のニーズに応えるため、限られた財源のなか、費用対効果等を考慮しつつ、効率的な運営に努めます。

重点目標No.2 課題解決を支援する図書サービス

略

重点目標No.3 地域の情報拠点となる図書サービス

① 郷土・行政資料等の地域資料の収集・整備・保存・提供

略

唐津市の歴史を研究するうえで貴重な唐津新聞、末蘆國のデジタル化を行っています。引き続き、劣化が進んでいる資料や刊行中の末蘆國のデジタル化を進めることが必要です。

略

近代図書館が中心となって郷土の財産である唐津城、名護屋城、唐津焼、虹の松原、地域の伝統工芸などに関する資料の収集や保存をし、地域の資料としての調査、研究にも対応できるように所蔵の構築をします。

②～③ 略

重点項目No.4 市民の読書をサポートする図書サービス

①～⑤ 略

⑥ 障がい者サービス

略

単位：人

人口	平成 30 年 (2018 年)	平成 31 年 (2019 年)	令和 2 年 (2020 年)
手帳所持者数 (a)	6,644	6,535	6,476
18 歳未満	113	107	107
18～64 歳	1,619	1,541	1,481
65 歳以上	4,912	4,887	4,888
総人口 (b)	123,107	121,890	120,513
対総人口比 (a/b)	5.40%	5.36%	5.37%

※各年 3 月 31 日現在

第 6 期からつ自立支援プランの一部を抜粋。総人口は住民基本台帳

⑦ 多様な言語・文化に配慮したサービス

略

単位：人

年 次	令和 2 年 (2020 年)	令和 3 年 (2021 年)	令和 4 年 (2022 年)

略

近代図書館を中心として郷土の財産である唐津城、名護屋城、唐津焼、虹の松原、地域の伝統工芸などに関する資料の収集や保存をし、地域の資料としての調査、研究にも対応できるように所蔵の構築をします。

②～③ 略

重点目標No.4 市民の読書をサポートする図書サービス

①～⑤ 略

⑥ 障がい者サービス

略

単位：人

人口	平成 27 年 (2015 年)	平成 28 年 (2016 年)	平成 29 年 (2017 年)
手帳所持者数 (a)	6,876	6,740	6,707
18 歳未満	101	106	111
18～64 歳	1,843	1,797	1,723
65 歳以上	4,932	4,837	4,873
総人口 (b)	126,820	125,608	124,431
対総人口比 (a/b)	5.42%	5.37%	5.39%

※各年 3 月 31 日現在

第 5 期からつ自立支援プランの一部を抜粋。総人口は住民基本台帳

⑦ 多様な言語・文化に配慮したサービス

略

単位：人

年 次	平成 28 年 (2016 年)	平成 29 年 (2017 年)	平成 30 年 (2018 年)

総数	<u>778</u>	<u>783</u>	<u>697</u>
----	------------	------------	------------

略

重点項目No.5 図書サービスのビジョン

① 全市の図書サービスビジョン

エリア別蔵書&配送冊数 人口1人当たり冊数(計画)

エリア名	エリア内人口	エリア内蔵書数	蔵書数/人	エリア内配送冊数	配送冊数/人	合計冊数/人
中部(旧市内)	<u>63,800人</u>	<u>280,000冊</u>	<u>4.39冊</u>	<u>7,200冊</u>	<u>0.11冊</u>	<u>4.50冊</u>
東部(浜玉・七山)	<u>11,400人</u>	<u>23,000冊</u>	<u>2.02冊</u>	<u>900冊</u>	<u>0.08冊</u>	<u>2.10冊</u>
西部(肥前・鎮西・呼子)	<u>12,100人</u>	<u>31,000冊</u>	<u>2.56冊</u>	<u>3,000冊</u>	<u>0.25冊</u>	<u>2.81冊</u>
南部(巖木・相知・北波多)	<u>12,700人</u>	<u>33,200冊</u>	<u>2.61冊</u>	<u>900冊</u>	<u>0.07冊</u>	<u>2.68冊</u>
全市域	<u>100,000人</u>	<u>367,200冊</u>	<u>3.67冊</u>	<u>12,000冊</u>	<u>0.12冊</u>	<u>3.79冊</u>

※令和11年度目標数

略

【説明】

略

・各エリアの拠点である分室の蔵書を充実させることで人口1人当たりの冊数をおおむね2冊に拡充します

略

②～③ 略

○資料編 用語解説

略

総数	<u>555</u>	<u>609</u>	<u>657</u>
----	------------	------------	------------

略

重点目標No.5 図書サービスのビジョン

① 全市の図書サービスビジョン

エリア別蔵書&配送冊数 人口1人当たり冊数(計画)

エリア名	エリア内人口	エリア内蔵書数	蔵書数/人	エリア内配送冊数	配送冊数/人	合計冊数/人
中部(旧市内)	<u>75,443人</u>	<u>271,681冊</u>	<u>3.60冊</u>	<u>7,300冊</u>	<u>0.10冊</u>	<u>3.70冊</u>
東部(浜玉・七山)	<u>13,469人</u>	<u>19,839冊</u>	<u>1.47冊</u>	<u>7,200冊</u>	<u>0.53冊</u>	<u>2.00冊</u>
西部(肥前・鎮西・呼子)	<u>16,176人</u>	<u>22,384冊</u>	<u>1.38冊</u>	<u>10,000冊</u>	<u>0.62冊</u>	<u>2.00冊</u>
南部(巖木・相知・北波多)	<u>15,425人</u>	<u>33,091冊</u>	<u>2.15冊</u>	<u>900冊</u>	<u>0.06冊</u>	<u>2.21冊</u>
全市域	<u>120,513人</u>	<u>346,995冊</u>	<u>2.88冊</u>	<u>25,400冊</u>	<u>0.21冊</u>	<u>3.09冊</u>

※冊数：令和元年度実績(相知のみ21,000冊で計算)

※人口：令和2年4月1日現在

略

【説明】

略

・東部、西部各エリアは配送冊数増により、人口1人当たり冊数をおおむね2冊に拡充を図ります

略

②～③ 略

○資料編 用語解説

略

※1～6 略

各公民館図書室概要

上段：令和4年度

下段：(令和3年度)

	公民館名	開館時間	休館日	配送センター から配本した 本の貸出数	蔵書数	
					蔵書数	貸出冊数
1	久里公民館	午前8:30～ 午後5:00	土・日曜日、祝日、 年末年始 (12/29～1/3)	<u>214</u> <u>(163)</u>	<u>433</u> <u>(433)</u>	<u>21</u> <u>(3)</u>
2	鏡公民館 (古代の森会館)	午前8:30～ 午後5:00	土・日曜日、祝日、 年末年始 (12/29～1/3)	<u>769</u> <u>(833)</u>	<u>140</u> <u>(150)</u>	<u>15</u> <u>(10)</u>
3	鬼塚公民館	午前8:30～ 午後5:00	土・日曜日、祝日、 年末年始 (12/29～1/3)	<u>118</u> <u>(139)</u>	<u>78</u> <u>(56)</u>	<u>0</u> <u>(0)</u>
4	高島公民館	午前8:30～ 午後5:00	土・日曜日、祝日、 年末年始 (12/29～1/3)	<u>83</u> <u>(47)</u>	<u>507</u> <u>(507)</u>	<u>0</u> <u>(3)</u>
5	東唐津公民館	午前8:30～ 午後5:00	土・日曜日、祝日、 年末年始 (12/29～1/3)	<u>201</u> <u>(156)</u>	<u>120</u> <u>(117)</u>	<u>0</u> <u>(0)</u>

※1～6 略

各公民館図書室概要

上段：令和元年度

下段：(平成30年度)

	公民館名	開館時間	休館日	配送センター から配本した 本の貸出数	蔵書数	
					蔵書数	貸出冊数
1	久里公民館	午前8:30～ 午後5:00	土・日曜日、祝日、 年末年始 (12/29～1/3)	<u>103</u> <u>(152)</u>	<u>100</u> <u>(100)</u>	<u>0</u> <u>(10)</u>
2	鏡公民館 (古代の森会館)	午前8:30～ 午後5:00	土・日曜日、祝日、 年末年始 (12/29～1/3)	<u>1,413</u> <u>(1,302)</u>	<u>210</u> <u>(200)</u>	<u>6</u> <u>(0)</u>
3	鬼塚公民館	午前8:30～ 午後5:00	土・日曜日、祝日、 年末年始 (12/29～1/3)	<u>152</u> <u>(103)</u>	<u>56</u> <u>(56)</u>	<u>0</u> <u>(0)</u>
4	高島公民館	午前8:30～ 午後5:00	土・日曜日、祝日、 年末年始 (12/29～1/3)	<u>20</u> <u>(18)</u>	<u>507</u> <u>(507)</u>	<u>0</u> <u>(16)</u>
5	東唐津公民館	午前8:30～ 午後5:00	土・日曜日、祝日、 年末年始 (12/29～1/3)	<u>74</u> <u>(105)</u>	<u>899</u> <u>(899)</u>	<u>0</u> <u>(6)</u>

6	外町公民館	平日 午前9:00～ 午後9:00 土曜 午前9:00～ 午後5:00	日曜日、祝日、 年末年始 (12/29～1/3)	<u>53</u> <u>(146)</u>	<u>2,800</u> <u>(2,800)</u>	<u>6</u> <u>(2)</u>
7	成和公民館	午前8:30～ 午後5:00	土・日曜日、祝日、 年末年始 (12/29～1/3)	<u>72</u> <u>(56)</u>	<u>50</u> <u>(50)</u>	<u>3</u> <u>(2)</u>
8	志道公民館	午前8:30～ 午後5:00	土・日曜日、祝日、 年末年始 (12/29～1/3)	<u>347</u> <u>(387)</u>	<u>2,635</u> <u>(2,558)</u>	<u>54</u> <u>(67)</u>
9	大成公民館	午前8:30～ 午後5:00	土・日曜日、祝日、 年末年始 (12/29～1/3)	<u>51</u> <u>(52)</u>	<u>724</u> <u>(724)</u>	<u>0</u> <u>(0)</u>
10	長松公民館	午前8:30～ 午後5:00	第2土曜日、日曜日、 祝日、年末年始 (12/29～1/3)	<u>204</u> <u>(162)</u>	<u>500</u> <u>(500)</u>	<u>120</u> <u>(120)</u>

6	外町公民館	平日 午前9:00～ 午後9:00 土曜 午前9:00～ 午後5:00	日曜日、祝日、 年末年始 (12/29～1/3)	<u>72</u> <u>(53)</u>	<u>2,800</u> <u>(2,800)</u>	<u>6</u> <u>(2)</u>
7	成和公民館	午前8:30～ 午後5:00	土・日曜日、祝日、 年末年始 (12/29～1/3)	<u>9</u> <u>(25)</u>	<u>49</u> <u>(49)</u>	<u>0</u> <u>(28)</u>
8	志道公民館	午前8:30～ 午後5:00	土・日曜日、祝日、 年末年始 (12/29～1/3)	<u>335</u> <u>(170)</u>	<u>2,502</u> <u>(2,465)</u>	<u>158</u> <u>(51)</u>
9	大成公民館	午前8:30～ 午後5:00	土・日曜日、祝日、 年末年始 (12/29～1/3)	<u>84</u> <u>(40)</u>	<u>690</u> <u>(690)</u>	<u>4</u> <u>(2)</u>
10	長松公民館	午前8:30～ 午後5:00	第2土曜日、日曜日、 祝日、年末年始 (12/29～1/3)	<u>122</u> <u>(163)</u>	<u>500</u> <u>(500)</u>	<u>120</u> <u>(120)</u>

	公民館名	開館時間	休館日	配送センター から配本した 本の貸出数	蔵書数	
					蔵書数	貸出冊数
11	西唐津公民館	平日 午前8:30～ 午後5:00	土・日曜日、祝日、 年末年始 (12/29～1/3)	<u>1,040</u> <u>(1,637)</u>	<u>630</u> <u>(630)</u>	<u>152</u> <u>(152)</u>

	公民館名	開館時間	休館日	配送センター から配本した 本の貸出数	蔵書数	
					蔵書数	貸出冊数
11	西唐津公民館	平日 午前8:30～ 午後9:00	土・日曜日、祝日、 年末年始 (12/29～1/3)	<u>1,407</u> <u>(1,718)</u>	<u>495</u> <u>(480)</u>	<u>260</u> <u>(232)</u>

12	竹木場公民館	午前 8 : 30～ 午後 5 : 00	土・日曜日、祝日、 年末年始 (12/29～1/3)	<u>50</u> <u>(34)</u>	<u>240</u> <u>(240)</u>	<u>0</u> <u>(0)</u>	12	竹木場公民館	午前 8 : 30～ 午後 5 : 00	土・日曜日、祝日、 年末年始 (12/29～1/3)	<u>59</u> <u>(23)</u>	<u>230</u> <u>(230)</u>	<u>0</u> <u>(0)</u>
13	佐志公民館	午前 8 : 30～ 午後 5 : 00	土・日曜日、祝日、 年末年始 (12/29～1/3)	<u>274</u> <u>(401)</u>	<u>900</u> <u>(900)</u>	<u>83</u> <u>(174)</u>	13	佐志公民館	午前 8 : 30～ 午後 5 : 00	土・日曜日、祝日、 年末年始 (12/29～1/3)	<u>473</u> <u>(550)</u>	<u>900</u> <u>(900)</u>	<u>179</u> <u>(190)</u>
14	大良公民館	午前 8 : 30～ 午後 5 : 00	土・日曜日、祝日、 年末年始 (12/29～1/3)	<u>52</u> <u>(13)</u>	<u>200</u> <u>(200)</u>	<u>0</u> <u>(0)</u>	14	大良公民館	午前 8 : 30～ 午後 5 : 00	土・日曜日、祝日、 年末年始 (12/29～1/3)	<u>33</u> <u>(58)</u>	<u>200</u> <u>(200)</u>	<u>0</u> <u>(4)</u>
15	湊公民館	午前 8 : 30～ 午後 5 : 00	土・日曜日、祝日、 年末年始 (12/29～1/3)	<u>92</u> <u>(194)</u>	<u>434</u> <u>(434)</u>	<u>184</u> <u>(116)</u>	15	湊公民館	午前 8 : 30～ 午後 5 : 00	土・日曜日、祝日、 年末年始 (12/29～1/3)	<u>209</u> <u>(96)</u>	<u>403</u> <u>(454)</u>	<u>12</u> <u>(5)</u>
16	神集島公民館	午前 8 : 30～ 午後 5 : 00	土・日曜日、祝日、 年末年始 (12/29～1/3)	<u>132</u> <u>(176)</u>	<u>0</u> <u>(0)</u>	<u>0</u> <u>(0)</u>	16	神集島公民館	午前 8 : 30～ 午後 5 : 00	土・日曜日、祝日、 年末年始 (12/29～1/3)	<u>130</u> <u>(133)</u>	<u>0</u> <u>(750)</u>	<u>0</u> <u>(0)</u>
17	浜玉公民館	月・火・水・金 午前 10 : 00～ 午後 6 : 00 木 午後 1 : 00～ 午後 6 : 00 土 午後 1 : 00～ 午後 5 : 00	日曜日、祝日 年末年始 (12/29～1/3)	<u>951</u> <u>(637)</u>	<u>16,463</u> <u>(16,253)</u>	<u>13,920</u> <u>(14,268)</u>	17	浜玉公民館	月・火・水・金 午前 10 : 00～ 午後 6 : 00 木 _____ _____ 土 午後 1 : 00～ 午後 5 : 00	日曜日、祝日 年末年始 (12/29～1/3)	<u>0</u> <u>(237)</u>	<u>15,908</u> <u>(15,777)</u>	<u>12,878</u> <u>(12,955)</u>
18	巖木公民館	平日	年末年始	<u>201</u>	<u>7,710</u>	<u>926</u>	18	巖木公民館	平日	年末年始	<u>249</u>	<u>7,701</u>	<u>1,156</u>

		午前 9 : 00～ 午後 10 : 00 平日以外 午前 9 : 00～ 午後 5 : 00	(12/29～1/3)	<u>(234)</u>	<u>(7,682)</u>	<u>(564)</u>			午前 9 : 00～ 午後 10 : 00 平日以外 午前 9 : 00～ 午後 5 : 00	(12/29～1/3)	<u>(259)</u>	<u>(7,774)</u>	<u>(1,246)</u>
	公民館名	開館時間	休館日	配送センター から配本した 本の貸出数	蔵書数				開館時間	休館日	配送センター から配本した 本の貸出数	蔵書数	
					蔵書数	貸出冊数						蔵書数	貸出冊数
19	相知公民館 (相知交流文 化センター)	日・月・祝日以 外 午前 9 : 00～ 午後 9 : 00 日・月・祝日 午前 9 : 00～ 午後 5 : 00	年末年始 (12/29～1/3)	— —	— —	— —			日・月・祝日以 外 午前 9 : 00～ 午後 9 : 00 日・月・祝日 午前 9 : 00～ 午後 5 : 00	年末年始 (12/29～1/3)	— —	— —	— —
20	北波多公民館	午前 8 : 30～ 午後 10 : 00	第 2 火曜日 年末年始 (12/29～1/3)	— —	<u>4,481</u> <u>(4,479)</u>	<u>559</u> <u>(839)</u>			午前 8 : 30～ 午後 10 : 00	第 2 火曜日 年末年始 (12/29～1/3)	— —	<u>4,390</u> <u>(4,366)</u>	<u>1,692</u> <u>(1,532)</u>
21	肥前公民館	午前 8 : 30～ 午後 10 : 00	年末年始 (12/29～1/3)	<u>247</u> <u>(218)</u>	<u>9,714</u> <u>(9,609)</u>	<u>522</u> <u>(311)</u>			午前 8 : 30～ 午後 10 : 00	年末年始 (12/29～1/3)	<u>227</u> <u>(326)</u>	<u>9,598</u> <u>(9,673)</u>	<u>820</u> <u>(1,062)</u>
22	鎮西公民館	日曜以外 午前 9 : 00～ 午後 10 : 00 日曜	月曜日 年末年始 (12/29～1/3)	<u>731</u> <u>(552)</u>	<u>5,046</u> <u>(5,046)</u>	<u>2,128</u> <u>(1,872)</u>			日曜以外 午前 9 : 00～ 午後 10 : 00 日曜	月曜日 年末年始 (12/29～1/3)	<u>385</u> <u>(379)</u>	<u>4,940</u> <u>(4,891)</u>	<u>1,657</u> <u>(1,194)</u>

東唐津	839	0	839	5	0	0	0	0	0	0	5	844
成和	3,445	34	3,479	134	0	0	0	3	0	0	137	3,616
外町	6,565	18	6,583	26	0	2	0	4	1	0	33	6,616
大志	5,884	8	5,892	12	0	0	4	0	0	0	16	5,908
長松	11,457	84	11,541	58	1	0	0	0	1	0	60	11,601
西唐津	3,315	1	3,316	8	1	0	0	1	0	0	10	3,326
竹木場	163	0	163	3	0	0	0	0	0	0	3	166
佐志	2,871	15	2,886	4	0	0	0	0	1	0	5	2,891
大良	51	0	51	7	0	0	0	0	0	0	7	58
湊	614	19	633	17	0	0	0	2	0	0	19	652
神集島	21	0	21	0	0	0	0	0	0	0	0	21
小計	49,213	1,167	50,380	882	2	79	5	10	3	1	982	51,362
浜玉	2,948	205	3,153	3,425	0	2	0	0	0	65	3,492	6,645
巖木	243	932	1,175	0	378	0	0	0	0	0	378	1,553
相知	648	5,193	5,841	35	12	0	0	0	0	0	47	5,888
北波多	746	107	853	4	0	143	0	12	0	0	159	1,012
肥前	948	1	949	9	0	0	251	1	3	0	264	1,213
鎮西	672	17	689	1	0	1	0	255	64	0	321	1,010
呼子	657	12	669	10	0	0	0	15	476	0	501	1,170
七山	115	0	115	59	0	0	0	0	0	120	179	294
小計	6,977	6,467	13,444	3,543	390	146	251	283	543	185	5,341	18,785
唐津市計	56,190	7,634	63,824	4,425	392	225	256	293	546	186	6,323	70,147
玄海	235	3	238	0	0	0	0	0	0	0	0	238
県内	182	112	294	0	0	2	0	0	0	0	2	296

東唐津	728	0	728	0	0	0	1	0	0	0	1	729
成和	4,607	57	4,664	56	0	0	2	4	0	0	62	4,726
外町	7,544	147	7,691	54	0	8	0	0	0	0	62	7,753
大志	7,374	19	7,393	12	0	0	0	0	1	0	13	7,406
長松	13,470	48	13,518	73	1	0	1	0	1	0	76	13,594
西唐津	3,882	1	3,883	1	0	0	0	0	0	0	1	3,884
竹木場	287	3	290	0	0	0	0	0	0	0	0	290
佐志	3,598	1	3,599	2	0	0	0	3	0	0	5	3,604
大良	120	0	120	4	0	0	0	0	0	0	4	124
湊	801	19	820	3	0	0	0	0	4	0	7	827
神集島	32	0	32	0	0	0	0	0	0	0	0	32
小計	57,775	1,203	58,978	707	9	82	4	7	6	0	815	59,793
浜玉	3,447	181	3,628	3,441	0	0	0	0	0	53	3,494	7,122
巖木	381	867	1,248	0	450	1	0	0	0	0	451	1,699
相知	722	5,646	6,368	35	8	4	0	0	0	0	47	6,415
北波多	1,107	282	1,389	0	0	512	0	0	0	0	512	1,901
肥前	990	0	990	3	1	0	232	2	1	0	239	1,229
鎮西	739	8	747	0	0	0	0	221	37	0	258	1,005
呼子	866	9	875	5	0	0	0	14	516	0	535	1,410
七山	279	0	279	27	0	0	0	0	0	120	147	426
小計	8,531	6,993	15,524	3,511	459	517	232	237	554	173	5,683	21,207
唐津市計	66,306	8,196	74,502	4,218	468	599	236	244	560	173	6,498	81,000
玄海	254	0	254	0	0	0	0	0	0	0	0	254
県内	210	184	394	1	0	0	0	0	0	0	1	395

県外	298	0	298	6	0	0	0	1	14	32	53	351
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
個人利用計	56,905	7,749	64,654	4,431	392	227	256	294	560	218	6,378	71,032
団体利用数	0	10	10	20	0	0	0	1	0	0	21	31
合計	56,905	7,759	64,664	4,451	392	227	256	295	560	218	6,399	71,063

利用者の年齢別状況（令和2年度～令和4年度）

令和2年度

人数は延べ人数

年齢	年齢別利用者数（近代）			年齢別利用者数（相知）			合計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
～6才	1,420	1,453	2,873	183	168	351	1,603	1,621	3,224
～12才	2,273	3,040	5,313	332	601	933	2,605	3,641	6,246
～15才	592	840	1,432	52	59	111	644	899	1,543
～18才	254	416	670	93	50	143	347	466	813
～22才	251	375	626	39	21	60	290	396	686
～30才	468	1,120	1,588	2	51	53	470	1,171	1,641
～40才	1,203	4,233	5,436	51	315	366	1,254	4,548	5,802
～50才	2,393	7,033	9,426	188	625	813	2,581	7,658	10,239

県外	190	20	210	1	10	0	32	0	6	0	49	259
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
個人利用計	66,960	8,400	75,360	4,220	478	599	268	244	566	173	6,548	81,908
団体利用数	0	87	87	4	0	0	0	8	0	0	12	99
合計	66,960	8,487	75,447	4,224	478	599	268	252	566	173	6,560	82,007

利用者の年齢別状況（平成30年度～令和元年度）

平成29年度

人数は延べ人数

年齢	年齢別利用者数（近代）			年齢別利用者数（相知）			合計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
～6才	2,340	2,583	4,923	268	284	552	2,608	2,867	5,475
～12才	4,066	5,555	9,621	468	858	1,326	4,534	6,413	10,947
～15才	596	798	1,394	125	139	264	721	937	1,658
～18才	478	505	983	30	25	55	508	530	1,038
～22才	162	804	966	4	32	36	166	836	1,002
～30才	803	1,769	2,572	33	155	188	836	1,924	2,760
～40才	1,768	7,259	9,027	138	618	756	1,906	7,877	9,783
～50才	2,858	9,419	12,277	127	884	1,011	2,985	10,303	13,288

～60 才	<u>1,932</u>	<u>5,046</u>	<u>6,978</u>	<u>196</u>	<u>844</u>	<u>1,040</u>	<u>2,128</u>	<u>5,890</u>	<u>8,018</u>
61 才～	<u>9,323</u>	<u>11,478</u>	<u>20,801</u>	<u>1,782</u>	<u>1,959</u>	<u>3,741</u>	<u>11,105</u>	<u>13,437</u>	<u>24,542</u>
合 計	<u>20,109</u>	<u>35,034</u>	<u>55,143</u>	<u>2,918</u>	<u>4,693</u>	<u>7,611</u>	<u>23,027</u>	<u>39,727</u>	<u>62,754</u>

※市外利用者を除く

令和3年度

年齢	年齢別利用者数（近代）			年齢別利用者数（相知）			合計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
～6 才	人 <u>1,330</u>	人 <u>1,373</u>	人 <u>2,703</u>	人 <u>155</u>	人 <u>139</u>	人 <u>294</u>	人 <u>1,485</u>	人 <u>1,512</u>	人 <u>2,997</u>
～12 才	<u>2,496</u>	<u>3,087</u>	<u>5,583</u>	<u>353</u>	<u>451</u>	<u>804</u>	<u>2,849</u>	<u>3,538</u>	<u>6,387</u>
～15 才	<u>506</u>	<u>563</u>	<u>1,069</u>	<u>6</u>	<u>49</u>	<u>55</u>	<u>512</u>	<u>612</u>	<u>1,124</u>
～18 才	<u>175</u>	<u>491</u>	<u>666</u>	<u>82</u>	<u>47</u>	<u>129</u>	<u>257</u>	<u>538</u>	<u>795</u>
～22 才	<u>237</u>	<u>437</u>	<u>674</u>	<u>40</u>	<u>52</u>	<u>92</u>	<u>277</u>	<u>489</u>	<u>766</u>
～30 才	<u>405</u>	<u>991</u>	<u>1,396</u>	<u>4</u>	<u>50</u>	<u>54</u>	<u>409</u>	<u>1,041</u>	<u>1,450</u>
～40 才	<u>1,308</u>	<u>4,365</u>	<u>5,673</u>	<u>76</u>	<u>283</u>	<u>359</u>	<u>1,384</u>	<u>4,648</u>	<u>6,032</u>
～50 才	<u>2,312</u>	<u>6,547</u>	<u>8,859</u>	<u>102</u>	<u>749</u>	<u>851</u>	<u>2,414</u>	<u>7,296</u>	<u>9,710</u>

～60 才	<u>2,711</u>	<u>7,613</u>	<u>10,324</u>	<u>324</u>	<u>783</u>	<u>1,107</u>	<u>3,035</u>	<u>8,396</u>	<u>11,431</u>
61 才～	<u>12,664</u>	<u>14,582</u>	<u>27,246</u>	<u>1,723</u>	<u>1,808</u>	<u>3,531</u>	<u>14,387</u>	<u>16,390</u>	<u>30,777</u>
合 計	<u>28,446</u>	<u>50,887</u>	<u>79,333</u>	<u>3,240</u>	<u>5,586</u>	<u>8,826</u>	<u>31,686</u>	<u>56,473</u>	<u>88,159</u>

※市外利用者を除く

平成30年度

年齢	年齢別利用者数（近代）			年齢別利用者数（相知）			合計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
～6 才	人 <u>2,068</u>	人 <u>2,014</u>	人 <u>4,082</u>	人 <u>194</u>	人 <u>197</u>	人 <u>391</u>	人 <u>2,262</u>	人 <u>2,211</u>	人 <u>4,473</u>
～12 才	<u>3,547</u>	<u>4,740</u>	<u>8,287</u>	<u>448</u>	<u>697</u>	<u>1,145</u>	<u>3,995</u>	<u>5,437</u>	<u>9,432</u>
～15 才	<u>504</u>	<u>887</u>	<u>1,391</u>	<u>115</u>	<u>92</u>	<u>207</u>	<u>619</u>	<u>979</u>	<u>1,598</u>
～18 才	<u>313</u>	<u>442</u>	<u>755</u>	<u>14</u>	<u>46</u>	<u>60</u>	<u>327</u>	<u>488</u>	<u>815</u>
～22 才	<u>283</u>	<u>634</u>	<u>917</u>	<u>1</u>	<u>33</u>	<u>34</u>	<u>284</u>	<u>667</u>	<u>951</u>
～30 才	<u>640</u>	<u>1,484</u>	<u>2,124</u>	<u>73</u>	<u>118</u>	<u>191</u>	<u>713</u>	<u>1,602</u>	<u>2,315</u>
～40 才	<u>1,606</u>	<u>6,518</u>	<u>8,124</u>	<u>115</u>	<u>604</u>	<u>719</u>	<u>1,721</u>	<u>7,122</u>	<u>8,843</u>
～50 才	<u>2,785</u>	<u>8,280</u>	<u>11,065</u>	<u>156</u>	<u>707</u>	<u>863</u>	<u>2,941</u>	<u>8,987</u>	<u>11,928</u>

～60 才	<u>1,801</u>	<u>4,618</u>	<u>6,419</u>	<u>178</u>	<u>777</u>	<u>955</u>	<u>1,979</u>	<u>5,395</u>	<u>7,374</u>
61 才～	<u>9,391</u>	<u>12,327</u>	<u>21,718</u>	<u>1,625</u>	<u>2,020</u>	<u>3,645</u>	<u>11,016</u>	<u>14,347</u>	<u>25,363</u>
合 計	<u>19,961</u>	<u>34,799</u>	<u>54,760</u>	<u>2,621</u>	<u>4,617</u>	<u>7,238</u>	<u>22,582</u>	<u>39,416</u>	<u>61,998</u>

※市外利用者を除く

令和4年度

年齢	年齢別利用者数（近代）			年齢別利用者数（相知）			合計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
～6 才	<u>1,430</u>	<u>1,255</u>	<u>2,685</u>	<u>119</u>	<u>188</u>	<u>307</u>	<u>1,549</u>	<u>1,443</u>	<u>2,992</u>
～12 才	<u>2,625</u>	<u>3,432</u>	<u>6,057</u>	<u>327</u>	<u>297</u>	<u>624</u>	<u>2,952</u>	<u>3,729</u>	<u>6,681</u>
～15 才	<u>597</u>	<u>557</u>	<u>1,154</u>	<u>38</u>	<u>55</u>	<u>93</u>	<u>635</u>	<u>612</u>	<u>1,247</u>
～18 才	<u>139</u>	<u>478</u>	<u>617</u>	<u>26</u>	<u>67</u>	<u>93</u>	<u>165</u>	<u>545</u>	<u>710</u>
～22 才	<u>177</u>	<u>475</u>	<u>652</u>	<u>69</u>	<u>94</u>	<u>163</u>	<u>246</u>	<u>569</u>	<u>815</u>
～30 才	<u>388</u>	<u>1,104</u>	<u>1,492</u>	<u>13</u>	<u>41</u>	<u>54</u>	<u>401</u>	<u>1,145</u>	<u>1,546</u>
～40 才	<u>1,203</u>	<u>4,257</u>	<u>5,460</u>	<u>53</u>	<u>251</u>	<u>304</u>	<u>1,256</u>	<u>4,508</u>	<u>5,764</u>
～50 才	<u>2,258</u>	<u>6,462</u>	<u>8,720</u>	<u>71</u>	<u>769</u>	<u>840</u>	<u>2,329</u>	<u>7,231</u>	<u>9,560</u>

～60 才	<u>2,317</u>	<u>6,127</u>	<u>8,444</u>	<u>268</u>	<u>872</u>	<u>1,140</u>	<u>2,585</u>	<u>6,999</u>	<u>9,584</u>
61 才～	<u>11,798</u>	<u>13,648</u>	<u>25,446</u>	<u>1,727</u>	<u>1,824</u>	<u>3,551</u>	<u>13,525</u>	<u>15,472</u>	<u>28,997</u>
合 計	<u>25,861</u>	<u>44,774</u>	<u>70,635</u>	<u>3,111</u>	<u>5,190</u>	<u>8,301</u>	<u>28,972</u>	<u>49,964</u>	<u>78,936</u>

※市外利用者を除く

令和元年度

年齢	年齢別利用者数（近代）			年齢別利用者数（相知）			合計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
～6 才	<u>1,972</u>	<u>1,666</u>	<u>3,638</u>	<u>209</u>	<u>304</u>	<u>513</u>	<u>2,181</u>	<u>1,970</u>	<u>4,151</u>
～12 才	<u>3,267</u>	<u>4,416</u>	<u>7,683</u>	<u>415</u>	<u>621</u>	<u>1,036</u>	<u>3,682</u>	<u>5,037</u>	<u>8,719</u>
～15 才	<u>744</u>	<u>954</u>	<u>1,698</u>	<u>81</u>	<u>111</u>	<u>192</u>	<u>825</u>	<u>1,065</u>	<u>1,890</u>
～18 才	<u>195</u>	<u>322</u>	<u>517</u>	<u>60</u>	<u>33</u>	<u>93</u>	<u>255</u>	<u>355</u>	<u>610</u>
～22 才	<u>266</u>	<u>425</u>	<u>691</u>	<u>0</u>	<u>30</u>	<u>30</u>	<u>266</u>	<u>455</u>	<u>721</u>
～30 才	<u>598</u>	<u>1,349</u>	<u>1,947</u>	<u>36</u>	<u>99</u>	<u>135</u>	<u>634</u>	<u>1,448</u>	<u>2,082</u>
～40 才	<u>1,490</u>	<u>5,216</u>	<u>6,706</u>	<u>61</u>	<u>411</u>	<u>472</u>	<u>1,551</u>	<u>5,627</u>	<u>7,178</u>
～50 才	<u>2,532</u>	<u>7,914</u>	<u>10,446</u>	<u>246</u>	<u>671</u>	<u>917</u>	<u>2,778</u>	<u>8,585</u>	<u>11,363</u>

～60 才	<u>1,698</u>	<u>4,976</u>	<u>6,674</u>	<u>325</u>	<u>1,046</u>	<u>1,371</u>	<u>2,023</u>	<u>6,022</u>	<u>8,045</u>
61 才～	<u>9,513</u>	<u>13,166</u>	<u>22,679</u>	<u>1,615</u>	<u>2,170</u>	<u>3,785</u>	<u>11,128</u>	<u>15,336</u>	<u>26,464</u>
合 計	<u>20,028</u>	<u>36,162</u>	<u>56,190</u>	<u>2,656</u>	<u>4,978</u>	<u>7,634</u>	<u>22,684</u>	<u>41,140</u>	<u>63,824</u>

※市外利用者を除く

図書配送センターから貸出後、各施設での利用状況 (単位：冊)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
学 校	<u>31,248</u>	<u>27,345</u>	<u>21,282</u>
公 民 館	<u>2,764</u>	<u>3,492</u>	<u>3,387</u>
団 体	<u>156,624</u>	<u>194,382</u>	<u>172,982</u>
計	<u>190,636</u>	<u>225,219</u>	<u>197,651</u>

<数値目標>

	令和4年度 実績	令和11年度 目標値(注1)
1. 資料		
蔵書冊数(注2)	<u>445,340冊</u>	<u>455,000冊</u>
図書年間購入冊数(注3)	<u>9,817冊</u>	<u>12,000冊</u>
新規図書冊数比(注4)	<u>6.0%</u>	—
近代図書館	—	<u>6.5%</u>
分室	—	<u>3.0%</u>
2. 提供		

～60 才	<u>2,091</u>	<u>6,043</u>	<u>8,134</u>	<u>167</u>	<u>882</u>	<u>1,049</u>	<u>2,258</u>	<u>6,925</u>	<u>9,183</u>
61 才～	<u>11,299</u>	<u>13,547</u>	<u>24,846</u>	<u>1,811</u>	<u>1,948</u>	<u>3,759</u>	<u>13,110</u>	<u>15,495</u>	<u>28,605</u>
合 計	<u>24,454</u>	<u>41,852</u>	<u>66,306</u>	<u>3,086</u>	<u>5,110</u>	<u>8,196</u>	<u>27,540</u>	<u>46,962</u>	<u>74,502</u>

※市外利用者を除く

図書配送センターから貸出後、各施設での利用状況 (単位：冊)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
学 校	<u>40,741</u>	<u>33,245</u>	<u>35,640</u>
公 民 館	<u>6,069</u>	<u>6,163</u>	<u>5,784</u>
団 体	<u>250,818</u>	<u>333,085</u>	<u>261,763</u>
計	<u>297,628</u>	<u>372,493</u>	<u>303,187</u>

<数値目標>

	平成29年度 実績	令和5年度 目標
1. 資料		
蔵書冊数(注1)	<u>403,823</u>	<u>420,000</u>
図書年間購入冊数(注2)	<u>11,116</u>	<u>11,500</u>
新規図書冊数比(注3)	<u>6.1%</u>	<u>6.5%</u>
_____	—	—
_____	—	—
2. 提供		

登録率	<u>40%</u>	<u>40%</u>
貸出冊数	<u>380,713 冊</u>	<u>400,000 冊</u>
個人貸出冊数	<u>312,040 冊</u>	<u>330,000 冊</u>
団体貸出冊数	<u>68,673 冊</u>	<u>70,000 冊</u>
貸出密度（注5）	<u>3.3 冊</u>	<u>4.0 冊</u>
個人貸出密度	<u>2.7 冊</u>	<u>3.3 冊</u>
団体貸出密度	<u>0.6 冊</u>	<u>0.7 冊</u>
予約受付件数	<u>33,664 件</u>	<u>36,000 件</u>
参考業務（レファレンス）受付件数	<u>9,088 件</u>	<u>10,000 件</u>

注1：令和11年度の目標数値は分室を含む

注2：蔵書冊数には、雑誌、視聴覚資料、寄贈本を含む

注3：図書のみ

注4：図書のみ。年間購入冊数の開架冊数に占める割合

注5：人口1人当たりの貸出冊数

登録率	<u>36%</u>	<u>40%</u>
貸出冊数	<u>434,177</u>	<u>452,000</u>
_____	_____	_____
_____	_____	_____
貸出密度（注4）	<u>3.5</u>	<u>4</u>
_____	_____	_____
_____	_____	_____
予約受付件数	<u>23,628</u>	<u>26,000</u>
参考業務（レファレンス）受付件数	<u>14,278</u>	<u>15,500</u>

※目標値は、唐津市独自の数値である

注1：蔵書冊数には、雑誌、視聴覚資料、寄贈本を含む

注2：図書のみ

注3：図書のみ。年間購入冊数の開架冊数に占める割合

注4：人口1人当たりの貸出冊数
